

三島市
子ども・子育て
支援事業計画

平成27年3月
三島市

はじめに

わが国では、今、世界において例をみないスピードで少子・高齢化が進行し、今後、迎える人口減少は、日本社会が克服しなければならない大きな課題となっております。

このような中、国においては、平成 26 年 9 月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、まち・ひと・しごと創生法により人口減少社会の克服と地方創生に向け、本格的な取り組みが進められようとしています。

三島市にとりましても、少子高齢化と人口減少への対策は、将来への持続的な発展を遂げるために、最も重要な課題であると捉え、戦略的なシティープロモーション等により、定住人口の増加と新たな雇用の場の創出を推進するとともに、安心して子育てができる環境の充実、生涯に亘り健幸（けんこう）で生き生きと暮らせるまちづくりに努めているところでございます。

とりわけ、若い世代が、希望どおり結婚・妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境の実現は緊要の課題であることから、きめ細かな子育て支援施策の推進に取り組んでいるところであり、三島市次世代育成計画に沿った各種事業が功を奏し、合計特殊出生率も 1.47（平成 26 年 2 月 13 日厚生労働省公表）と回復傾向にあります。

このたび、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援法にもとづく子ども・子育て支援新制度により、平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念を「子も親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族」と掲げ、三島に住む私たちが一つの大きな家族となり、三島に生きる子どもと親の育ちを支える地域社会の実現に向け、積極的に施策を推進してまいります。

将来の三島の発展を担う子どもたちは、本市の大切な宝であることから、子どもたちの健やかな成長と子育て支援に、今後とも市民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました三島市子ども・子育て会議の委員の皆様並びに関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月



三島市長 豊岡 武士

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	三島市の子どもを取り巻く状況	5
1	統計数値からみた状況	5
2	アンケート調査結果からみた状況	18
3	三島市の子ども・子育て支援の課題	35
第3章	計画の基本的考え方	39
1	基本理念	39
2	基本目標	40
3	施策の体系	42
4	教育・保育提供区域の設定	43

第4章 事業計画 45

- 1 幼児期の学校教育・保育 45
- 2 地域における子育ての支援（地域子ども・子育て支援事業） 51
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進 65
- 4 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 66
- 5 専門的な支援を要する子どもを持つ家庭への支援 67
- 6 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進） 71
- 7 地域における切れ目ない子育て支援の強化 72
- 8 地域の遊び場・交流の場の充実 73
- 9 経済的な支援の推進 73

第5章 計画の着実な推進に向けて 75

- 1 計画の進捗状況の把握 75
- 2 子ども・子育て支援にあたっての関係者の連携および協働 75
- 3 計画の周知 75

資料 77

- 1 三島市子ども・子育て会議条例 77
- 2 三島市子ども・子育て会議委員名簿 79
- 3 三島市子ども・子育て支援事業計画に係る庁内検討委員会委員 80
- 4 計画の策定経過 81
- 5 三島市子ども・子育て支援事業計画 諮問、答申 83
- 6 教育・保育施設等の種類 87

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

深刻な少子高齢化の進行により、我が国の総人口は減少傾向となっています。少子化の原因には、子どもを安心して産み育てる環境の整備の遅れや、若者の結婚に対する意識の変化などが考えられます。就労したくても子どもを預ける施設がない、職場に理解がなく仕事と子育ての両立が難しい、子育てに関する相談をしたいけれど身近に知り合いがいない、子どもは欲しいが経済的に難しいなど、子育ての環境と一言でいっても、その範囲はとても広く、環境を整備するためには社会全体として取り組んでいかなければなりません。

このような状況の中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

新制度が平成27年度から開始されるにあたり、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。また、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の改正と10年間の延長（平成37年3月31日まで）が決定しました。

本市においては、平成22年3月に「三島市次世代育成計画後期計画 エンゼルスマイルみしまⅢ」を策定し、『「子どもが育つ」社会環境の整備と拡充』を基本理念に掲げ、子育て支援に関する取り組みを進めてきました。子育て支援施策の継続性も鑑みながら、今後は、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、ここに、5年間の一期とする「三島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■□ 子ども・子育て関連3法 □■

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。さらに、次世代育成支援対策推進法第3条（基本理念）を踏まえ、同法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として、これまで取り組みを進めてきた「三島市次世代育成計画」を引き継ぐ計画として位置付けます。

また、平成17年3月に策定し三島市の幼児教育振興の10年間を見通した「三島市幼児教育振興プログラム」についても、平成27年度から本計画に引き継いでいきます。

併せて、三島市の最上位計画である「三島市総合計画」や「三島市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図ることとします。

■□ 子ども・子育て支援法から抜粋 □■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■□ 次世代育成支援対策推進法から抜粋 □■

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で第 1 期として推進します。

なお、計画は 5 年を一期としていることから、平成 31 年度中に第 1 期計画の見直しを行い、平成 32 年度を始期とする第 2 期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
	第 1 期計画推進期間					第 2 期計画推進期間				
					見直し 年度					





第2章

三島市の子どもを取り巻く状況

第2章 三島市の子どもを取り巻く状況

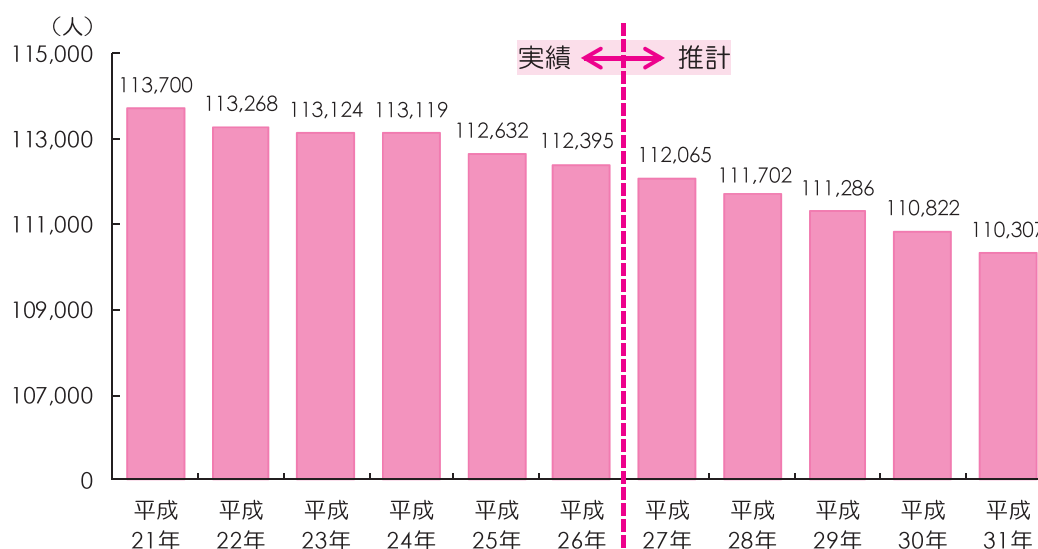
1 統計数値からみた状況

(1) 人口動態

①総人口

総人口の推移をみると、平成 21 年以降減少しており、平成 26 年では 112,395 人となっています。平成 27 年以降の推計値をみると、総人口は年々減少し、平成 31 年には 110,307 人となります。

■ 総人口の推移 ■



資料 平成 21 年～平成 26 年：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）／平成 27 年以降：推計人口

※人口推計にあたっては・・・

住民基本台帳人口（平成 21～26 年：3 月 31 日時点）を基に、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法により、将来の児童数を推計しました。（②・③同様）

＜コーホート変化率法＞

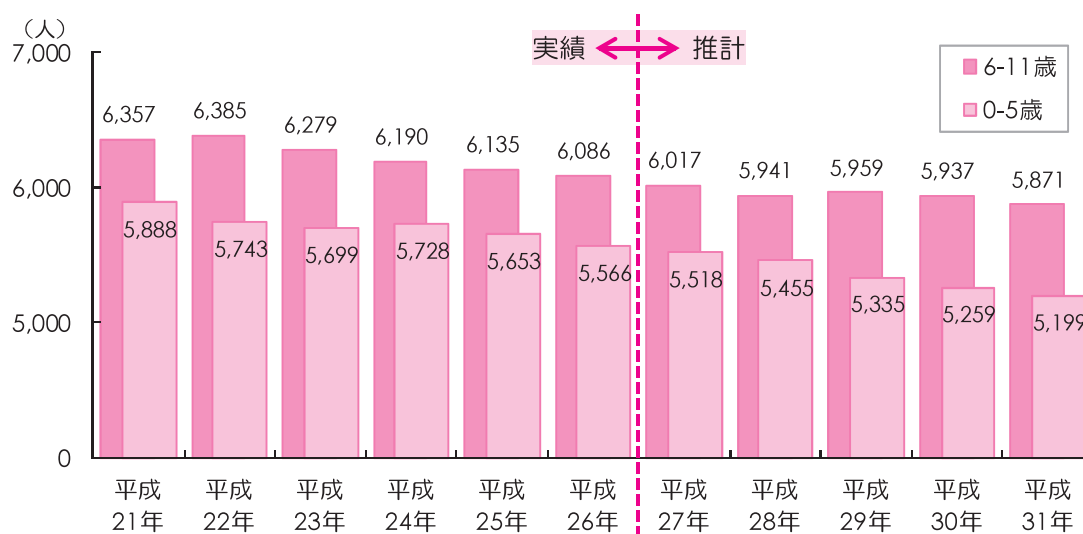
過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今回の推計は、平成 27 年度から 5 年間の、比較的近い将来の人口であり、近い過去および推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されないため、特殊な変動要因を想定せずに、現状に近い形での推移を想定し、上記の手法により推計しています。

② 0～11 歳人口

0～11 歳の人口の推移をみると、平成 21 年では 0～5 歳で 5,888 人、6～11 歳で 6,357 人であったのに対し、平成 26 年では 0～5 歳で 5,566 人、6～11 歳で 6,086 人と、わずか 5 年間で合わせて 600 人あまり減少しています。

平成 27 年以降の推計値においても減少傾向は続きます。

■ 0～11 歳人口の推移 ■



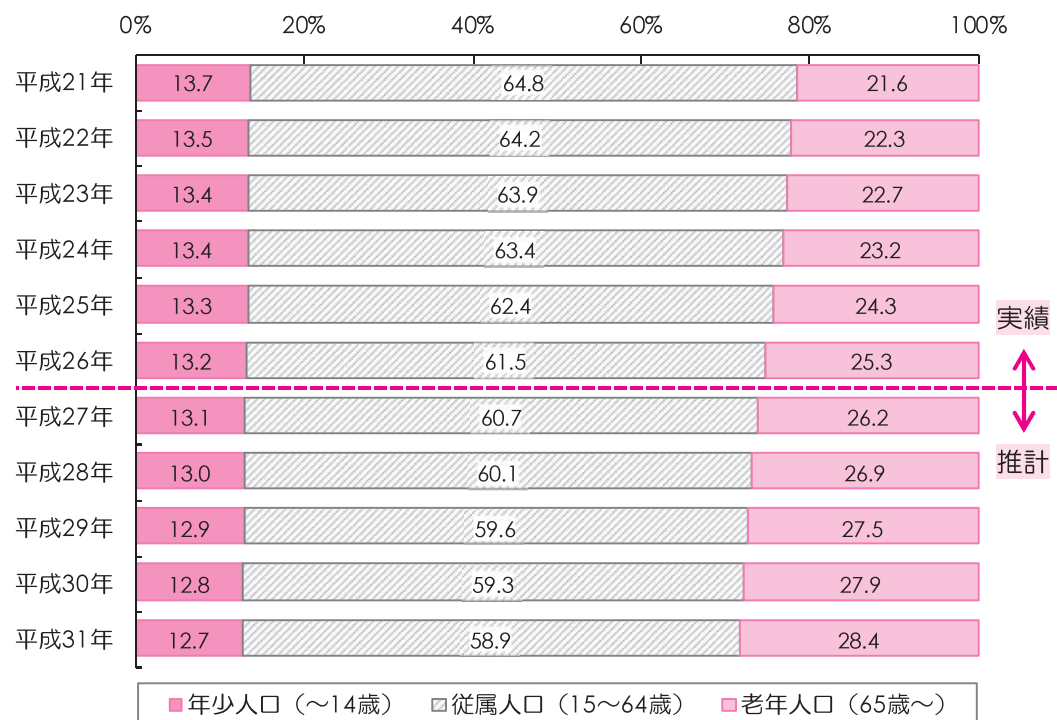
資料 平成 21 年～平成 26 年：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）／平成 27 年以降：推計人口

③年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は平成21年以降微減傾向にあります。

また、老年人口は、平成21年では21.6%でしたが、平成26年では25.3%と3.7ポイント増加しています。平成27年以降の推計値をみても、この少子高齢の流れは続き、平成31年では年少人口が12.7%に対し、老年人口は28.4%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移 ■

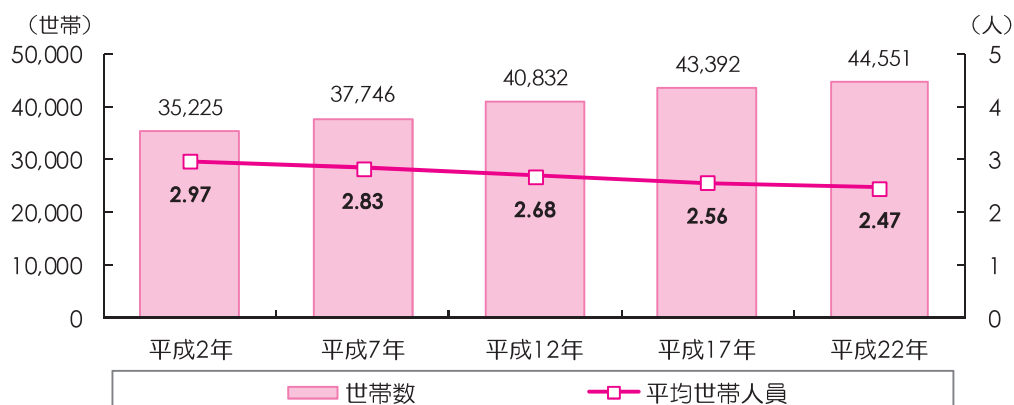


資料 平成21年～平成26年：住民基本台帳（各年3月31日現在）／平成27年以降：推計人口

④世帯数と平均世帯人員

世帯数をみると、平成2年以降増加しており、平成22年には44,551世帯となっています。また、平均世帯人員は、平成2年以降減少しており、平成22年には2.47人となっています。

■ 世帯数と平均世帯人員の推移 ■

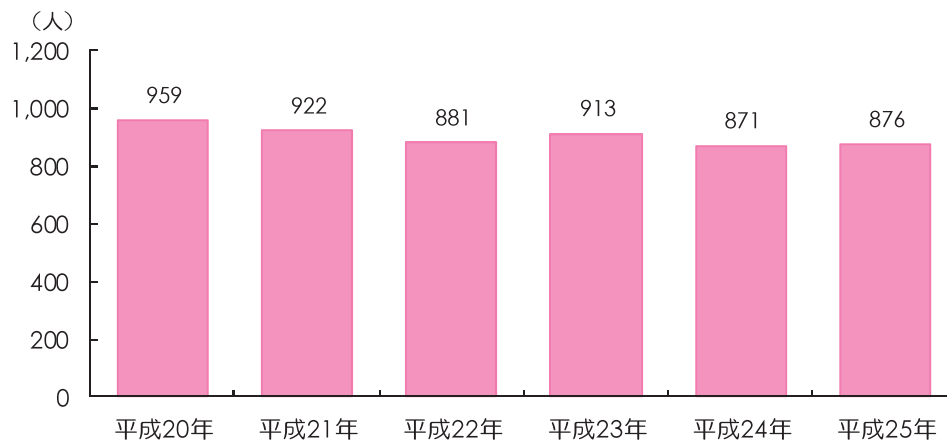


資料 国勢調査

⑤出生数

出生数をみると、平成 20 年以降、平成 23 年まで 900 人前後を推移していましたが、平成 24 年以降は 870 人台を推移しています。

■ 出生数の推移 ■



資料 静岡県人口動態統計

⑥合計特殊出生率※

合計特殊出生率をみると、全国に比べ高く、静岡県より低くなっており、平成 20～24 年では 1.47 人となっています。

	平成 15～19 年	平成 20～24 年
三島市	1.36	1.47
静岡県	1.44	1.53
全国	1.31	1.38

資料 厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

※ 合計特殊出生率とは・・・

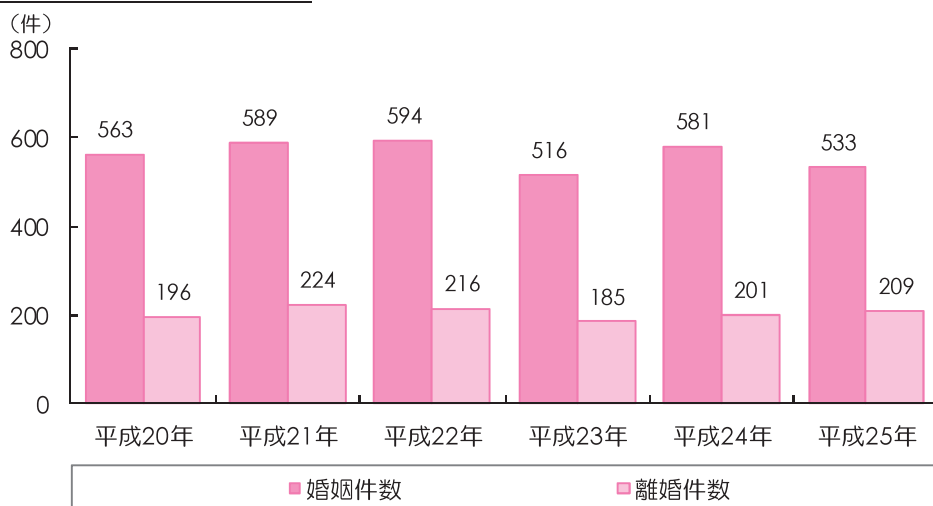
15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するものです。

日本では昭和 50 年に合計特殊出生率が 2.00 を下回ってから低下傾向にあります。

⑦婚姻・離婚

婚姻件数の推移をみると、平成20年以降550件前後を推移していましたが、平成23年と平成25年では550件を下回っています。離婚件数は平成20年以降200件前後を推移しています。

■ 婚姻・離婚件数の推移 ■

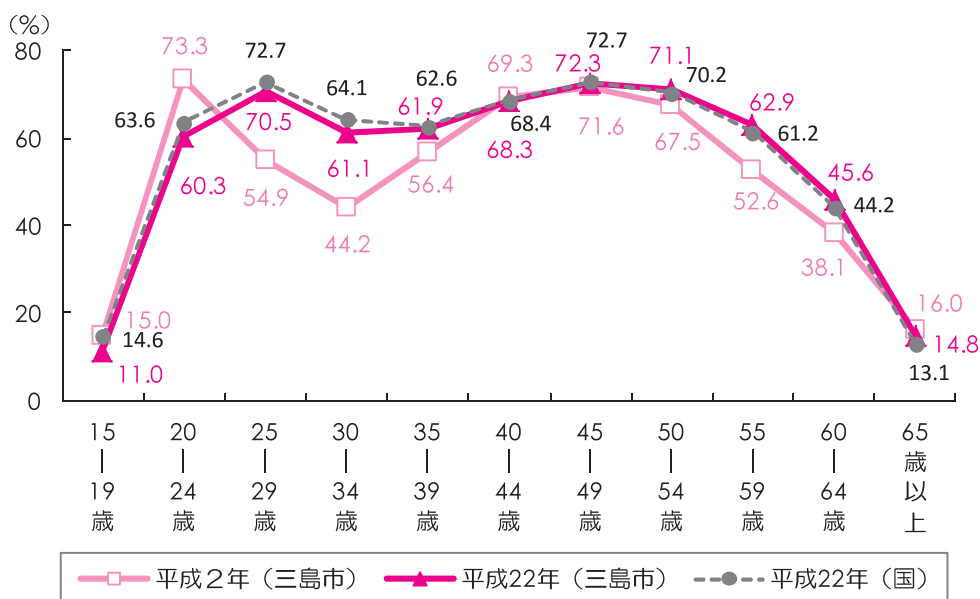


資料 静岡県人口動態統計

⑧就業状況

女性の年齢別就業率をみると、25～29歳にピークをむかえ、その後結婚や出産、子育て期に就業率が減少し、子育てが終わった45～49歳にかけて再び増加するM字型曲線を示しており、平成2年と比較すると、25～29歳へと右寄りとなるとともに、やや緩やかな曲線となっています。全国と比較すると、曲線はおおむね同じ傾向となっています。

■ 女性の年齢別就業率（平成22年） ■



資料 国勢調査

(2) 教育・保育提供施設

①保育園数・児童数

保育園数は平成 21 年度以降、公立・私立合わせて 18 園となっています。平成 25 年度の在園児童数は公立園で 643 人、私立園で 1,283 人となっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	保育園数 (園)	8	8	8	7	7
	認可定員数 (人)	660	690	690	570	570
	在園児童数 (人)	686	703	727	636	643
私立	保育園数 (園)	10	10	10	11	11
	認可定員数 (人)	975	995	995	1,115	1,115
	在園児童数 (人)	1,148	1,143	1,111	1,261	1,283
合計	保育園数 (園)	18	18	18	18	18
	認可定員数 (人)	1,635	1,685	1,685	1,685	1,685
	在園児童数 (人)	1,834	1,846	1,838	1,897	1,926

資料 児童数表 (各年度 3 月 1 日現在)

②幼稚園数・児童数

幼稚園数は平成 22 年度以降、公立・私立合わせて 18 園となっています。平成 25 年度の在園児童数は公立園で 936 人、私立園で 784 人となっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	幼稚園数 (園)	13	12	12	12	12
	認可定員数 (人)	1,585	1,485	1,345	1,345	1,375
	在園児童数 (人)	932	890	918	946	936
私立	幼稚園数 (園)	6	6	6	6	6
	認可定員数 (人)	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055
	在園児童数 (人)	839	880	854	814	784
合計	幼稚園数 (園)	19	18	18	18	18
	認可定員数 (人)	2,640	2,540	2,400	2,400	2,430
	在園児童数 (人)	1,771	1,770	1,772	1,760	1,720

資料 学校基本調査 (各年度 5 月 1 日現在)

③認可外保育施設 (平成 25 年度)

認可外保育施設は平成 25 年度時点で市内に 3 施設あり、利用者人数は 122 人となっています。

④通園児童

教育・保育施設の通園割合は、年齢が上がるにつれ高くなっています。特に2歳児では37.9%であるのに対し3歳児は89.1%と、50%以上増加しています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
人口	823	904	911	975	963	970
通園児童	96	303	345	869	929	924
公立保育園	32	95	112	123	118	124
民間保育園	52	187	201	240	235	225
市外保育園（委託）	6	11	14	8	10	19
公立幼稚園				251	347	348
私立幼稚園			6	226	204	193
市外私立幼稚園			0	10	11	13
認可外保育園	6	10	12	11	4	2
無通園児童（推計※）	727	601	566	106	34	46
通園割合（％）	11.7	33.5	37.9	89.1	96.5	95.3

※市外認可外保育園への通園児童数が不明のため、その児童数を含めた数値となっています。

資料 子育て支援課（平成26年5月1日現在）

⑤小学校

平成21年度以降、小学校数は14校となっており、在学児童数は平成22年度を境に減少しています。一方、学級数は少人数学級の導入により平成21年度以降増加しており、平成25年度では216クラスとなっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校数（校）	14	14	14	14	14
学級数（クラス）	205	207	210	216	216
特別支援学級（クラス）	9	10	10	9	9
児童数（人）	6,246	6,271	6,170	6,072	6,031
小学1年生（人）	1,012	1,034	977	957	989
小学2年生（人）	1,012	1,015	1,033	986	965
小学3年生（人）	1,047	1,016	1,019	1,041	993
小学4年生（人）	1,078	1,062	1,009	1,022	1,043
小学5年生（人）	1,075	1,067	1,058	1,012	1,028
小学6年生（人）	1,022	1,077	1,074	1,054	1,013

資料 教育委員会（各年度5月1日現在）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育（延長保育）事業

平成 25 年度時点の時間外保育事業実施園数は 14 園で、1 か月あたりの延べ利用人数は 1,751 人となっています。また、実施 14 園のうち開所時間前の預かり保育を実施しているのは 5 園となっています。

	実施園数	1 か月あたり延べ利用人数
時間外保育（延長保育）事業	14	1,751

資料 事業所調査（平成 25 年度）

②放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの実施箇所数は平成 23 年度に 3 か所、平成 25 年度にさらに 1 か所増設しています。利用者数は平成 21 年度以降 850 人前後を推移しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所（所）	15	15	18	18	19
利用者数（人）	839	844	864	851	864
徳倉放課後児童クラブ（人）	57	59	52	60	56
沢地放課後児童クラブ（人）	32	31	33	39	34
錦田放課後児童クラブ（人）	65	71	65	63	61
向山第一放課後児童クラブ（人）	76	71	43	38	47
向山第二放課後児童クラブ（人）	—	—	51	52	46
東放課後児童クラブ（人）	35	34	40	51	53
南第一放課後児童クラブ（人）	76	79	49	43	43
南第二放課後児童クラブ（人）	—	—	39	33	29
北放課後児童クラブ（人）	71	64	64	65	72
長伏放課後児童クラブ（人）	59	54	62	58	68
山田第一放課後児童クラブ（人）	79	66	31	23	25
山田第二放課後児童クラブ（人）	—	—	25	24	23
中郷第一放課後児童クラブ（人）	70	75	77	71	37
中郷第二放課後児童クラブ（人）	—	—	—	—	40
西放課後児童クラブ（人）	43	46	47	50	44
北上放課後児童クラブ（人）	61	55	57	45	50
佐野放課後児童クラブ（人）	30	47	41	43	45
坂放課後児童クラブ（人）	42	40	35	34	31
恵明コスモス児童クラブ（人）	43	52	53	59	60

資料 児童台帳（各年度 5 月 1 日現在）

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターは平成26年度時点で11か所、その他類似施設として2か所、所在しています。延べ利用者数は平成21年度以降、平成24年度まで増加していましたが、平成25年度では減少に転じ、32,835人となっています。

名称	所在地
赤ちゃんセンター	谷田 2143 恵明保育園内
いっしょにあそぼ！	徳倉 4-10-3 北上保育園内
ふれあい広場	長伏 121-7 中郷西保育園内
ぼこ	谷田 1629-38 恵明コスモス保育園内
ハッピーランド	本町 3-29 本町タワービル4階本町子育て支援センター
ひよこランド	加茂 24-7 加茂保育園内
ゆりかご	梅名 553-1 三島ようらん保育園内
あおぞら広場	安久 309-6 中郷南保育園内
じゃじゃ丸	芙蓉台 2-3-17 芙蓉台保育園内
フリッパー	文教町 2-28-6 恵明キッズサクラビレッジ内
宮さんの杜	大宮町 2-2-11 三嶋大社 東隣

■ 類似施設 ■

名称	所在地
のんのんクラブ	加屋町 2-21 白道保育園内
梅の実ガーデン	梅名 47-1 梅の実保育園内

■ 利用実績 ■

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数（人）	36,749	34,389	30,131	39,025	32,835

④一時預かり事業

幼稚園在園児対象の一時預かり事業実施園数は私立幼稚園の5園で、1か月当たりの延べ利用人数は2,393人となっています。

在園児以外の一時的預かり事業の実施園数は私立保育園の7園と市の短時間保育事業で実施しています。

	実施園数	1か月あたり延べ利用人数
一時預かり事業（幼稚園在園児）	5	2,393
一時預かり事業（在園児以外）	7	148
一時預かり事業（短時間保育事業）	1	116

資料 事業所調査（平成25年度）

⑤ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの利用状況は平成 22 年度以降、利用者数が増加しています。会員数は平成 23 年度以降増加しており、平成 25 年度では 884 人となっています。その内訳をみると、おねがい会員は平成 21 年度以降増加しているのに対し、まかせて会員は増減を繰り返しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
会員総数 (人)	727	785	745	774	884
おねがい会員 (人)	488	534	548	557	644
まかせて会員 (人)	140	144	127	139	151
どっちも会員 (人)	99	107	70	78	89
延べ利用件数 (件)	5,897	5,196	5,415	6,778	6,064
実利用者数 (人)	113	112	120	120	131

資料 子育て支援課

⑥乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は平成 22 年度以降、全出生数の 9 割以上の家庭に訪問しています。

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳児全戸訪問 (件)	502	819	878	854	826

資料 健康づくり課

(4) その他の状況

①各種手当・助成

各種手当の推移をみると、児童手当の受給者延べ児童数は平成 23 年度以降、減少しています。子ども医療費助成は、平成 24 年度まで増加していましたが、平成 25 年度には減少し、206,707 件となっています。

母子家庭等医療費助成は、平成 21 年度以降 8,000 件台となっていました。平成 25 年度では 7,873 件となっています。母子家庭等入学祝金は平成 21 年度以降 200 件前後を推移しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童手当 延べ児童数 (人)	116,468	164,745	173,254	172,950	171,711
子ども医療費助成 (支払件数)	134,450	192,851	205,604	213,992	206,707
児童扶養手当 (受給者数)	703	725	789	730	704
母子家庭等医療費助成 (件)	8,732	8,246	8,250	8,309	7,873
母子家庭等入学祝金 (件)	210	202	214	187	200

資料 子育て支援課

②保健指導・相談の実施状況

保健指導・相談の実施状況の延べ利用者数をみると、妊婦の健康相談と同時に行う母子健康手帳交付は年々減少しています。乳幼児健康相談会は、平成 23 年度以降増加しています。乳幼児事後相談会は、平成 23 年度以降減少しています。

言語相談会は年々増加しています。

事業名		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康相談・ 母子健康手帳交付	実施回数（回）	週 3	週 3	週 3	週 3	週 3
	延べ利用者数（人）	1,005	958	922	923	884
乳幼児健康相談会	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	849	894	836	959	1,098
北上乳幼児相談会	実施回数（回）	6	6	6	6	6
	延べ利用者数（人）	187	177	204	221	199
2 歳児健康相談会	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	812	803	844	830	821
乳幼児事後相談会	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	176	247	121	109	99
幼児個別相談会	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	36	50	23	24	24
子育て悩み相談会	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	21	26	17	20	18
発達相談会	実施回数（回）	3	2	2	2	2
	延べ利用者数（人）	14	7	6	3	4
言語相談会	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	22	24	26	26	31
育児相談	実施回数（回）	随時	随時	随時	随時	随時
	延べ利用者数（人）	435	415	600	628	471
4 か月児健診	実施回数（回）	随時	随時	随時	随時	随時
	延べ利用者数（人）	866	842	866	826	832
10 か月児健診	実施回数（回）	11	11	11	11	11
	延べ利用者数（人）	807	790	831	865	840
1 歳 6 か月児健診	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	939	896	883	900	883
3 歳児健診	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	911	869	862	910	941

資料 健康づくり課

③家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談について、平成 21 年度では環境福祉に関する相談内容が最も多かったのに対し、平成 22 年度以降は家族関係に関する相談内容が多くなっています。

相談内容（重複あり）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
性格・生活習慣等（件）	85	115	77	104	34
知能・言語（件）	217	1	2	1	0
学校生活（件）	61	137	257	340	185
家族関係（件）	247	631	687	1017	1,408
心身障害（件）	160	186	155	94	81
非行（件）	6	17	6	11	5
環境福祉（件）	697	484	245	171	239
その他（件）	85	69	32	17	25
合計（件）	1,558	1,640	1,461	1,755	1,977

資料 子育て支援課

④虐待件数の推移

虐待の非該当件数は平成 22 年度以降、2 件以下となっており、通告件数のほとんどが実件数として虐待に該当しています。実件数としては、平成 23 年度以降、10 件台を推移しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
通告件数（件）	15	29	12	20	16
非該当件数（件）	6	1	1	2	0
実件数（件）	9	28	11	18	16

資料 子育て支援課

⑤公園の状況

遊具が設置されている公園の総数は98か所となっており、その他の遊び場を含めると123か所となっています。

■ 遊具が設置されている公園数 ■

都市公園	都市公園以外の公園	神社等子どもの遊び場
44	54	25

■ 遊具が設置されている都市公園一覧 ■

公園名称	所在地	公園名称	所在地
白滝公園	一番町 1-1	千枚原公園	千枚原 8-14
菰池公園	大宮町 3-20-1	かも公園	加茂 167
若宮公園	西若町 8-7	きじ公園	加茂 168
長伏公園	長伏 274-3	旭ヶ丘公園	川原ヶ谷君ヶ沢 404-22
子供の森公園	観音洞 4704-800	富士見台公園	富士見台 38-1
萩公園	萩 829-1	富士見台第2公園	富士見台 18-8
光ヶ丘公園	光ヶ丘 21-2	まるた公園	東大場 1-33-3
つつじ公園	谷田字梨ノ木山 1997-1	みどり野公園	東寺町田 4-3
つばき公園	谷田字石原山 1969-5	三恵台富士見公園	三恵台 16-6
鶴見公園	谷田字新福寺山 1950-1	三恵台公園	三恵台 23-9
城山公園	字城山 4042-7	松が丘公園	松が丘 1-7
北沢公園	北沢 53-1	若松公園	字桐木 4252-1
ひなた公園	芙蓉台 1-21-14	やまばと公園	佐野見晴台 1-9
坂下公園	芙蓉台 1-5-8	コイデ山公園	谷田字天台 1325-46
ふよう公園	芙蓉台 2-1-11	桐木公園	字桐木 4613-59
あじさい公園	芙蓉台 2-3-16	高台第2公園	徳倉 2丁目 149-67
上岩崎公園	文教町 2-3681-1	錦が丘公園	錦が丘 4-23
赤王山公園	大場字赤王山 1086-61	神川公園	加茂川町 3884-7
藤代公園	藤代町 12-10	シャリエ寺町田公園	寺町田 104-5
御園公園	御園 399	みかづき公園	沢地 35-1
はつね公園	初音台 4-2	小山橋公園	谷田字小山 18-17
うぐいす公園	初音台 24-13	片平山公園	佐野見晴台 2-19-7

資料 水と緑の課

2 アンケート調査結果からみた状況

■ 調査目的 ■

三島市では、「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、教育・保育その他の子育て支援の「量の見込み」を算出するため、小学生までの児童を持つ保護者を対象に、教育・保育その他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として調査を実施しました。

■ 調査設計 ■

- (1) 調査地域 三島市
- (2) 調査対象
 - ① 未就学児童：市内に在住の就学前の子どものいる家庭
 - ② 就学児童：市内に在住の就学している子どものいる家庭
- (3) 標本数
 - ① 未就学児童：2,000 人
 - ② 就学児童：1,000 人
- (4) 有効回収数
 - ① 未就学児童：1,375 人（回収率 68.8%）
 - ② 就学児童：701 人（回収率 70.1%）

※ 有効回収数とは、回収数の内、無記入や拒否等の無効票数を除いた数
- (5) 調査方法
 - ① 未就学児童：郵送配布・施設配布一郵送回収・施設回収
 - ② 就学児童：学校配布一学校回収
- (6) 調査期間 平成 25 年 10 月 10 日 ～ 10 月 24 日

■ グラフの見方 ■

- ・調査の回答結果は、原則として小数点以下第 1 位（第 2 位を四捨五入）までの百分比で表示しています。なお、図表における数値の取り扱いについては、実数値により計算しています。そのため、合計値などでは四捨五入の関係上、比率の単純な合計とは多少の誤差があります。
- ・当該質問に回答した人の実数（回答母数）を表記する場合は「N」と表示しています。
- ・質問の回答を複数答えることのできる質問の場合は、構成比の合計が 100.0%を超えることがあり、それぞれの構成比の合計を表示しています。

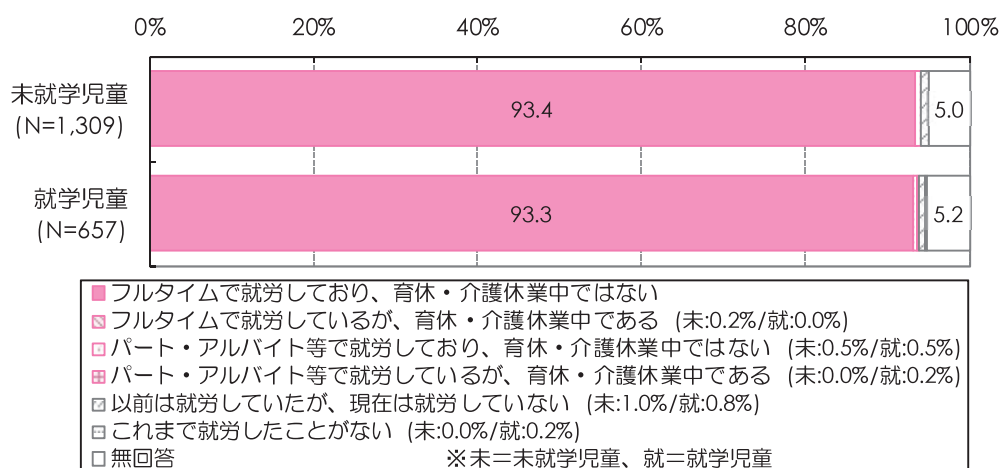
(1) 保護者の就労状況

①両親の就労状況

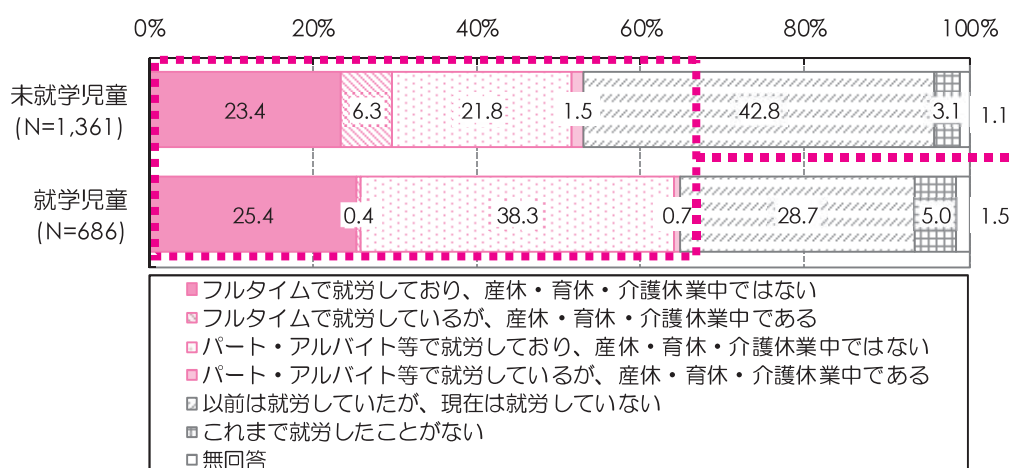
両親の就労状況について、父親は、未就学児童、就学児童ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が9割以上（未就学児童：93.4%、就学児童：93.3%）を占めており、『育休・介護休業中である』人は、わずか0.2%となっています。

母親は、未就学児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が42.8%と最も高く、就学児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.3%と最も高くなっています。『産休・育休・介護休業中である』人は、父親に比べ高く、未就学児童で7.8%となっています。

■ 父親の就労状況 ■



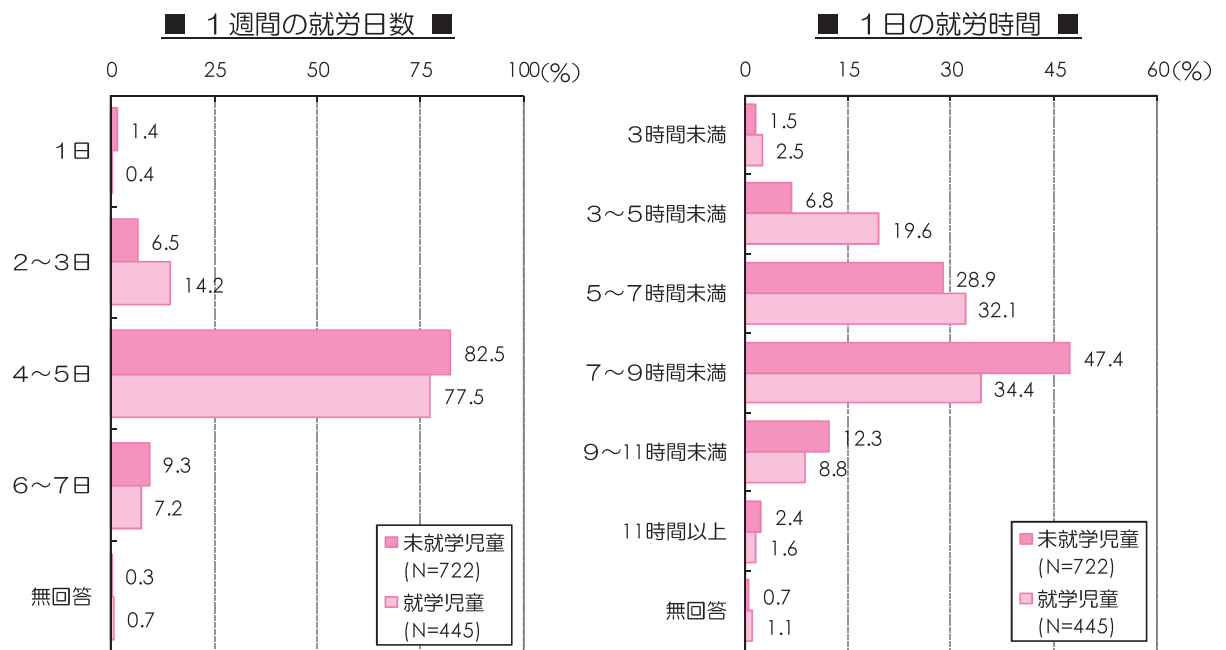
■ 母親の就労状況 ■



母親の就労日数・就労時間等は次のページ

②母親の就労日数・時間

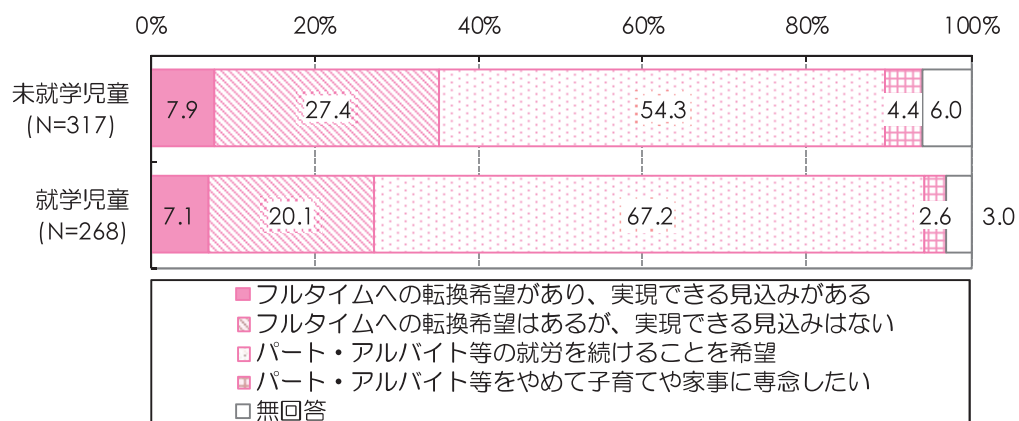
母親の1週間の就労日数について、未就学児童、就学児童ともに「4～5日」が最も高く約8割となっています。1日の就労時間については、未就学児童、就学児童ともに「7～9時間未満」が最も高くなっています。



③今後の就労形態に関する希望(パート・アルバイト等での就労をしている母親)

パート・アルバイト等で就労している母親の今後の就労形態の希望は、未就学児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も高くなっています。一方、『フルタイムへの転換希望がある』人は約2～3割となっており、就学児童に比べ未就学児童の方がやや高くなっています。

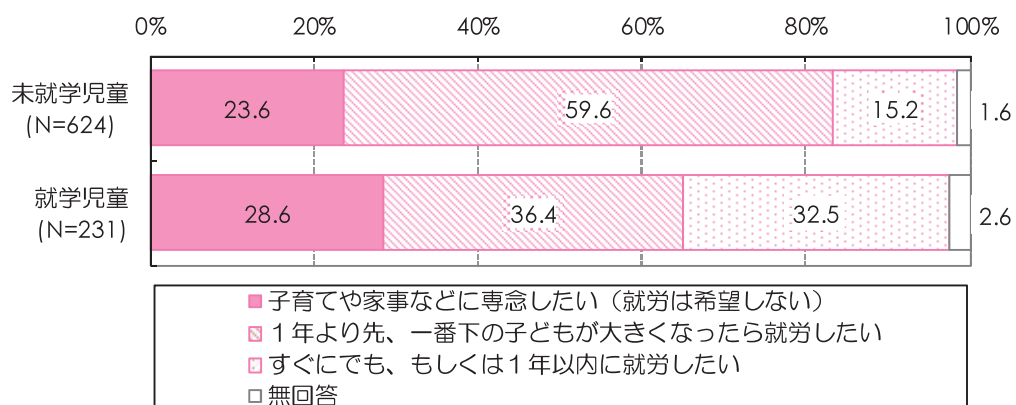
■ パート・アルバイト等で就労している母親の今後の就労形態の希望 ■



④今後の就労希望（就労していない母親）

現在、就労していない母親の今後の就労希望は、未就学児童、就学児童ともに「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」が最も高く、就労を希望している人は約7割となっています。

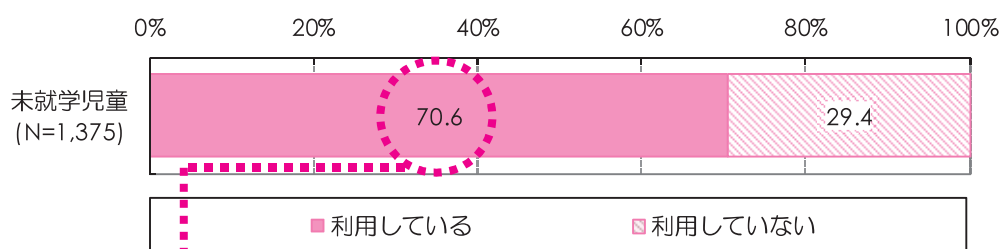
■ 就労していない母親の今後の就労希望 ■



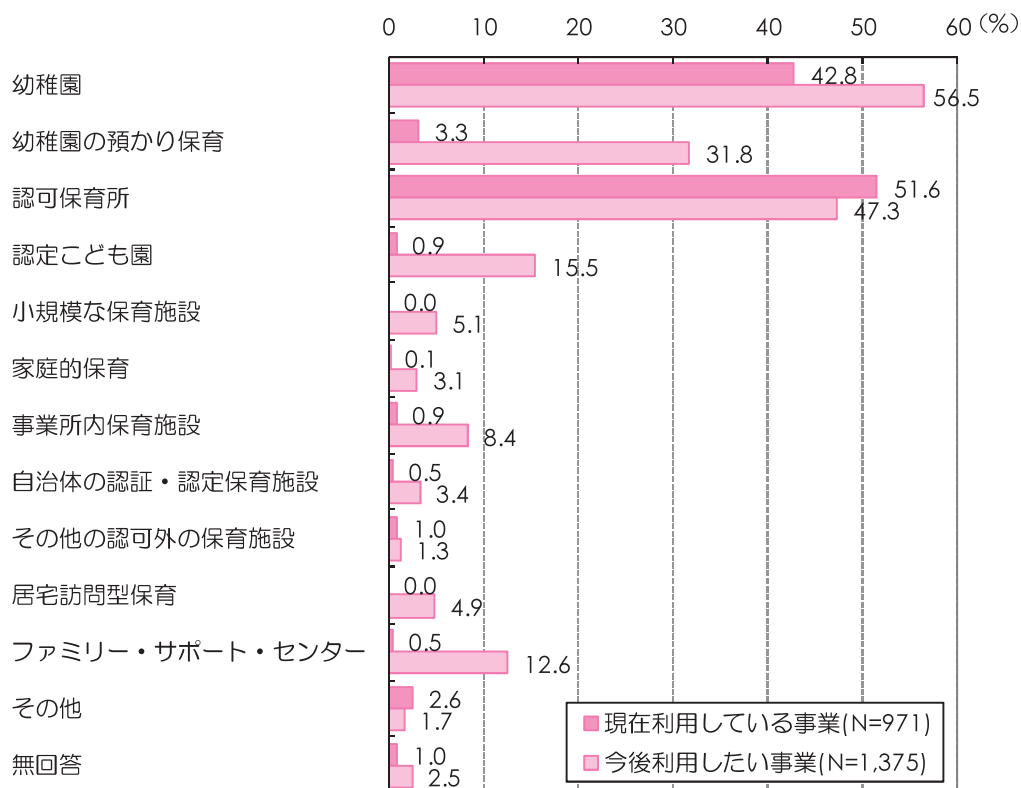
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

平日の定期的な教育・保育事業の利用割合は70.6%で、そのうち「認可保育所」が51.6%で最も高く、次いで「幼稚園」が42.8%となっています。一方、今後利用したい教育・保育施設・サービスは、「幼稚園」のニーズが高く、56.5%となっています。「認可保育所」(47.3%)のニーズは依然高くなっていますが、現状の利用割合と今後の利用希望の割合には大きな変化はみられません。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用割合 ■



■ 現在利用している教育・保育事業と今後利用したい教育・保育事業 ■

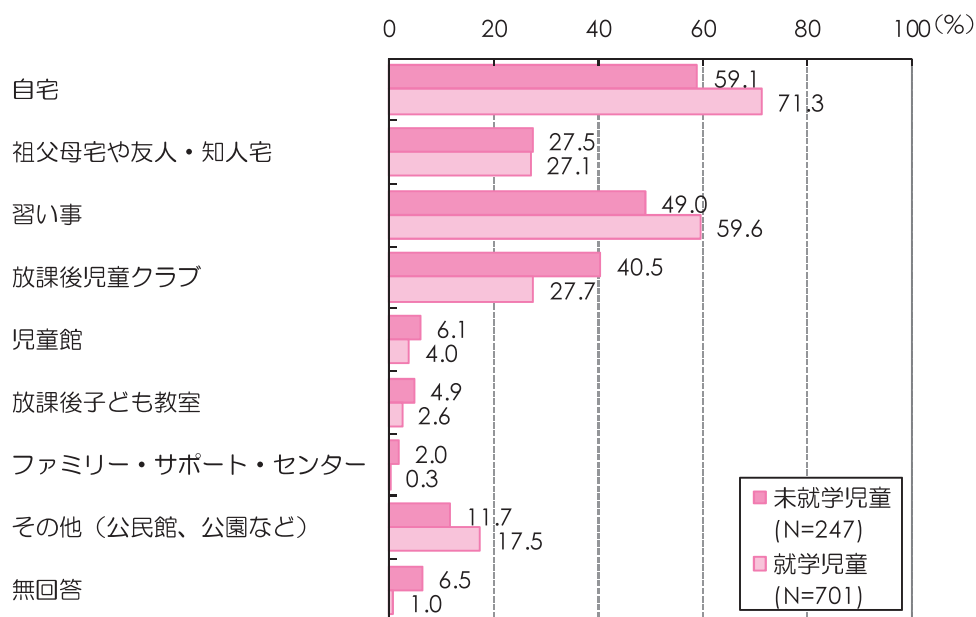


(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況と利用ニーズ

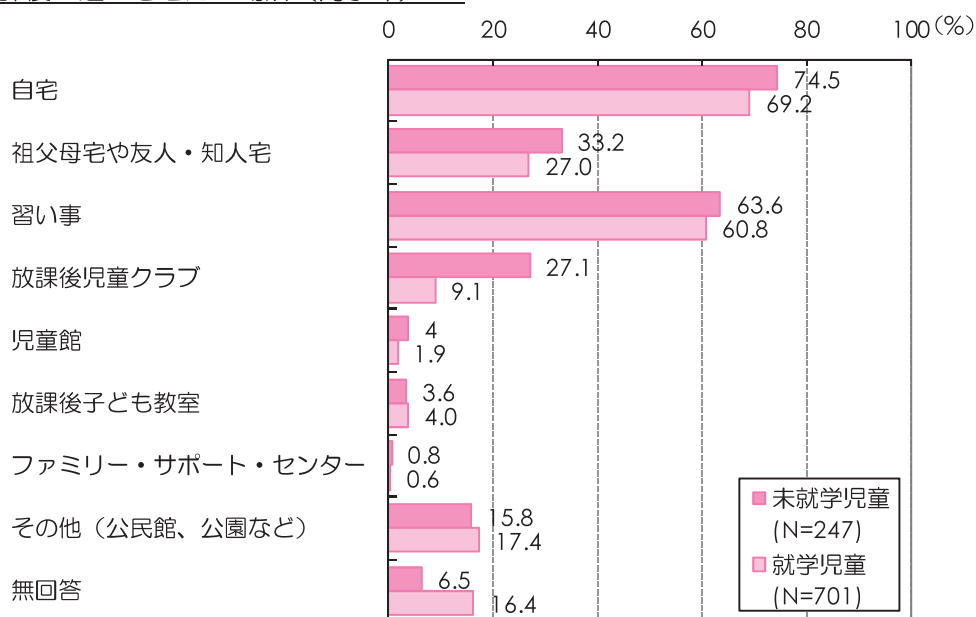
①放課後児童健全育成事業

5歳以上の子どもをもつ保護者が望む、就学後の子どもの平日の放課後の過ごさせたい場所として、「放課後児童クラブ」を選択した割合は、小学校低学年の間が未就学児童では40.5%、就学児童では27.7%となっています。一方、高学年の間の「放課後児童クラブ」の希望割合は、未就学児童では27.1%、就学児童では9.1%と、高学年になると放課後児童クラブの利用希望は減り、「習い事」の割合が高くなっています。

■ 放課後に過ごさせたい場所（低学年） ■



■ 放課後に過ごさせたい場所（高学年） ■

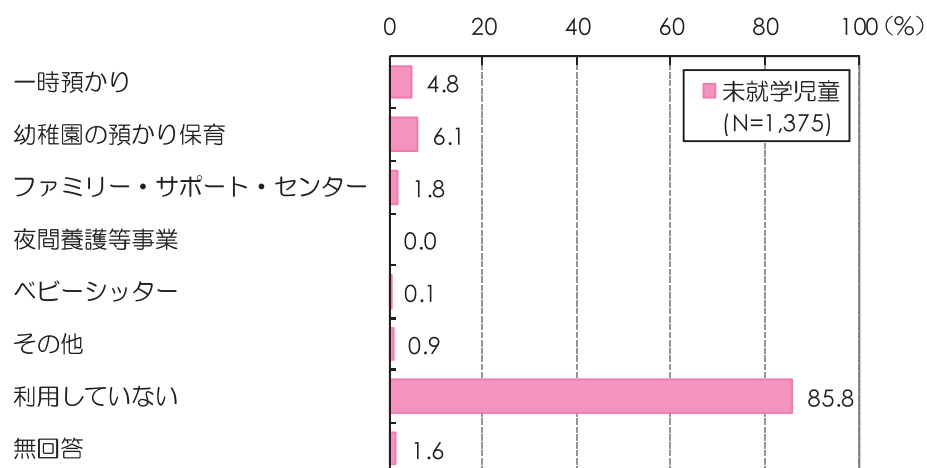


②一時預かり事業

ア. 利用状況

用事や不規則な仕事等を理由として保護者が利用しているサービスは、「幼稚園の預かり保育」(6.1%)が最も高くなっていますが、「利用していない」(85.8%)が8割台半ばを占めています。

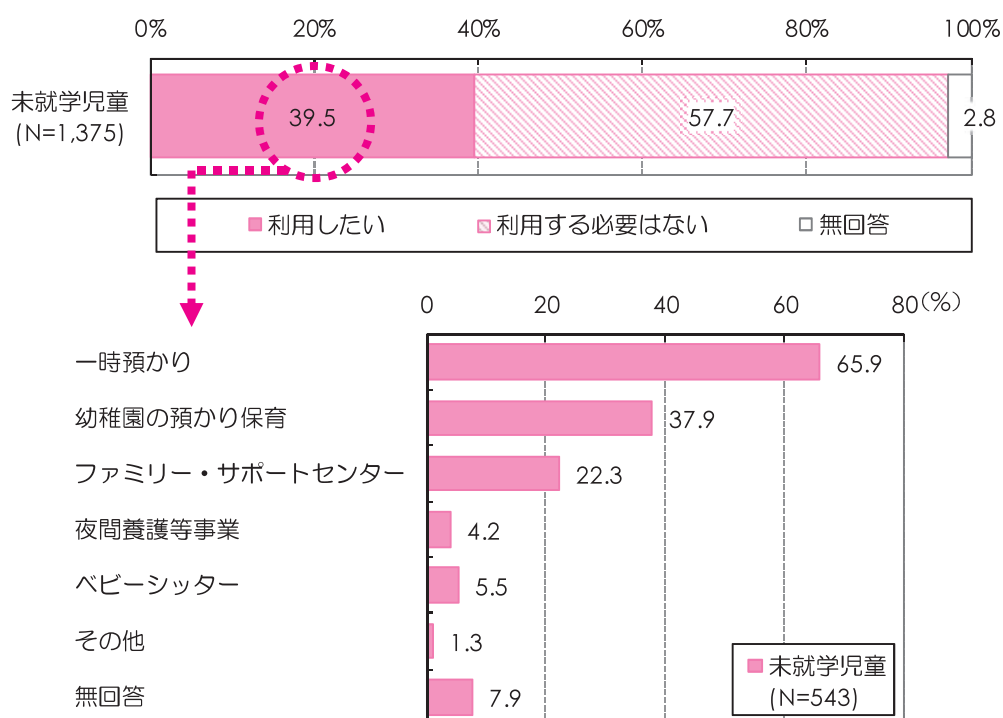
■ 一時預かりの利用状況 ■



イ. 利用希望

一時預かりの利用希望率は、全体の39.5%となっています。利用意向のある人の希望する事業形態は、「一時預かり」(65.9%)が6割台半ばを占め最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」(37.9%)などとなっています。

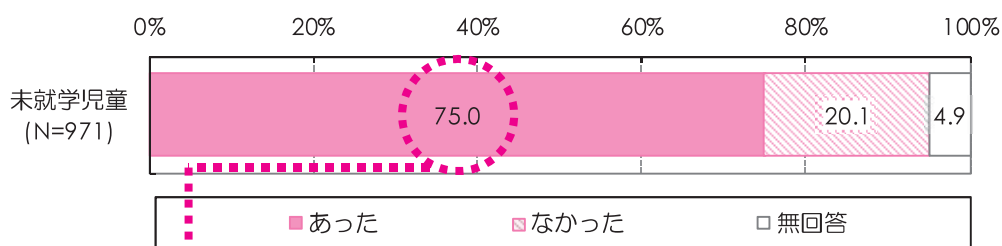
■ 一時預かりの利用希望率と利用希望事業 ■



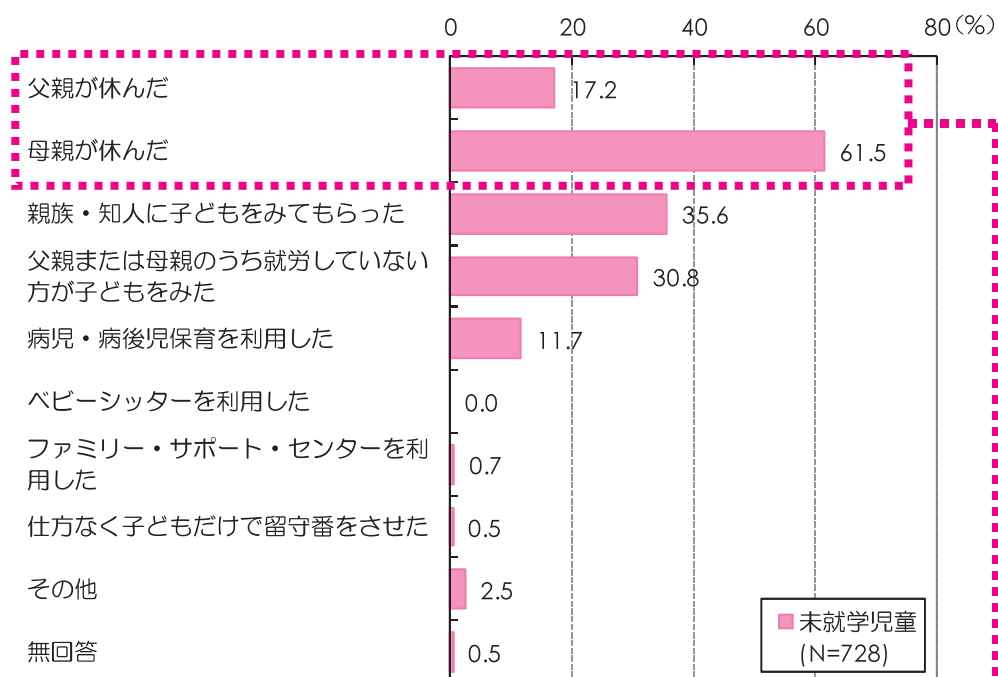
③病児・病後児保育事業（平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ）

教育・保育事業を利用している保護者の75.0%は、子どもの病気等の理由で教育・保育事業を利用できなかった経験があると回答し、そのうち、6割を超える（61.5%）母親が仕事を休んで対処しています。一方、父親が仕事を休んで対処した割合は17.2%となっています。

■ 子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験の有無 ■



■ 子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった時の対処方法 ■

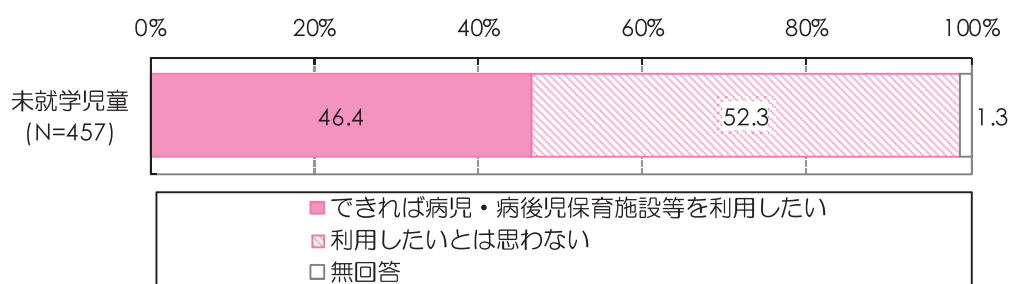


仕事を休んで対処した母親・父親の、
病児・病後児保育施設の利用希望は次のページ

父親もしくは母親が休んで対処した延べ約 8 割のうち半数以上（52.3％）は、病児・病後児保育施設を利用したいとは思わないと回答しています。

一方で、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと回答した 46.4％のうち、利用したい事業形態は、「病院（小児科）に併設した施設で子どもを保育する事業」（79.7％）が約 8 割を占め、最も高くなっています。

■ 仕事を休んで対処した母親・父親の病児・病後児保育施設の利用希望 ■

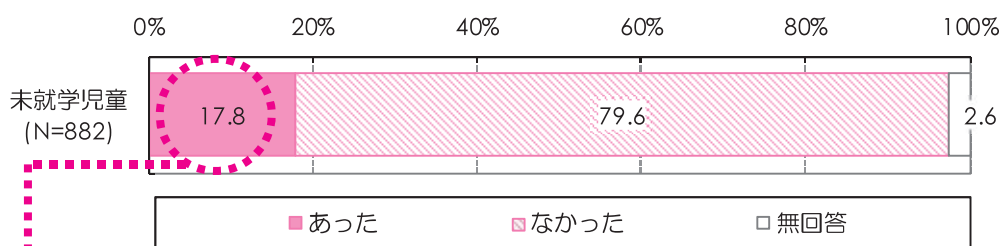


④子育て短期支援事業

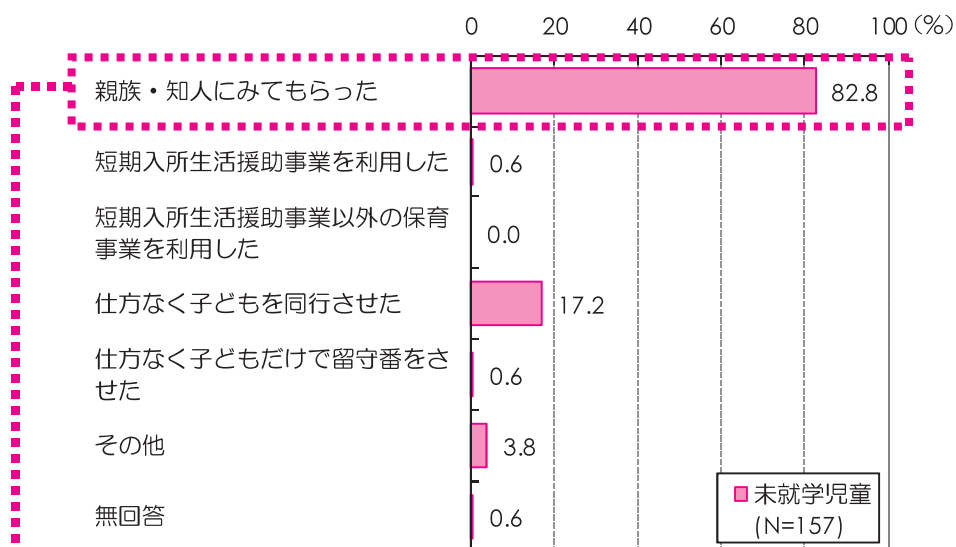
冠婚葬祭や病気など保護者の用事のため、子どもを泊まりがけで家族以外の人に預けて対処した割合は全体の17.8%で、そのうち82.8%が親族・知人に預けてもらっています。

親族・知人に預けてみてもらうことに困難さを感じる回答者は、48.4%となっています。

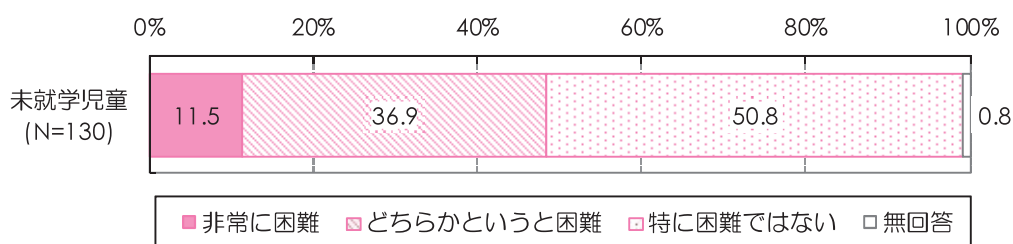
■ 保護者の用事で、泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無 ■



■ 保護者の用事で、泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった時の対処方法 ■



■ 親族・知人にみてもらった場合の困難度 ■

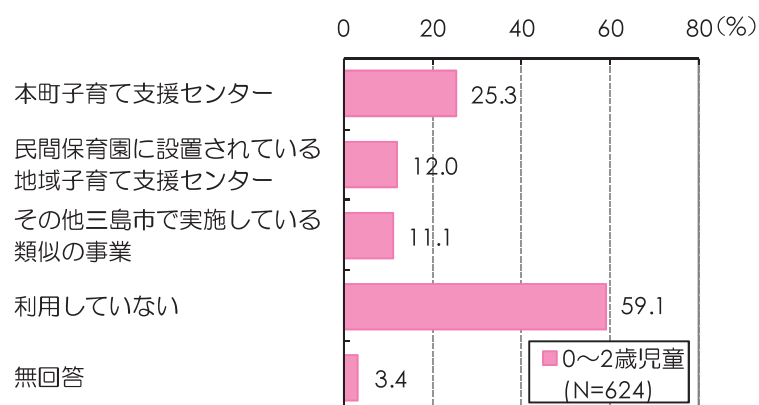


⑤地域子育て支援拠点事業

ア. 利用状況

三島市が実施する地域子育て支援拠点事業の利用者は、本町子育て支援センターで25.3%、民間保育園に設置されている地域子育て支援センターで12.0%となっているのに対し、未利用者は59.1%で、未利用者の割合の方が高くなっています。

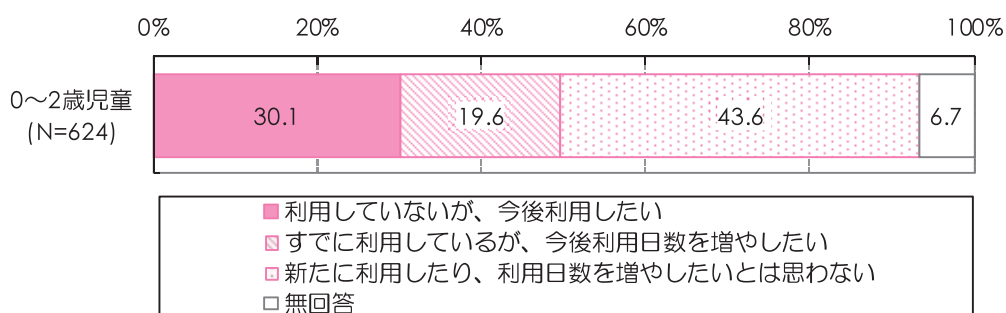
■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況 ■



イ. 利用希望

今後の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が約3割（30.1%）を占め、また、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は約2割（19.6%）と、約半数が今後新たに利用したり、利用日数を増やしたいと考えています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用希望 ■

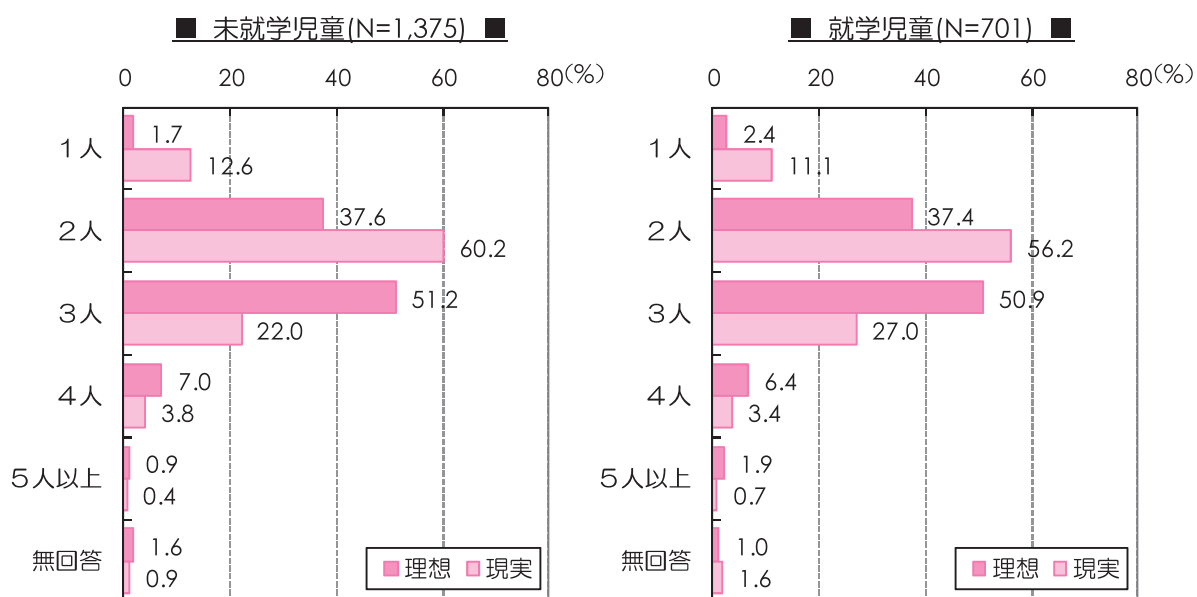


(4) 子育てに関する一般的な事項について

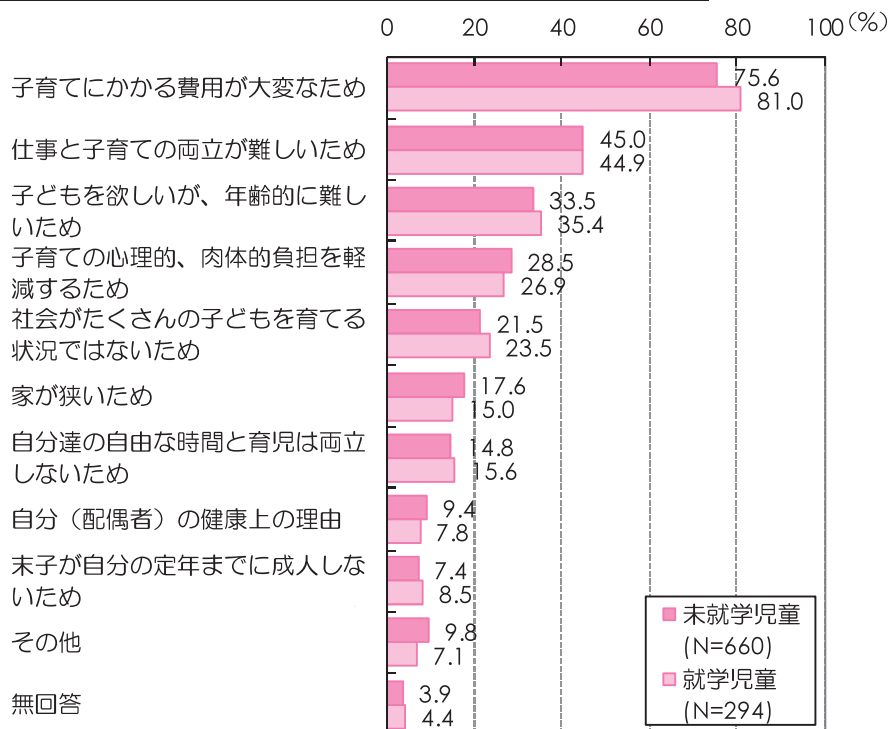
①子どもの人数の理想と現実

理想の子ども的人数は、未就学児童、就学児童ともに「3人」が5割を超え高くなっている一方、現実的に子育て可能な子ども的人数は「2人」が高くなっています。

理想の子ども的人数より現実的に子育て可能な人数が少ない人の理由としては、「子育てにかかる費用が大変なため」が、未就学児童、就学児童ともに7割を超え最も高くなっています。



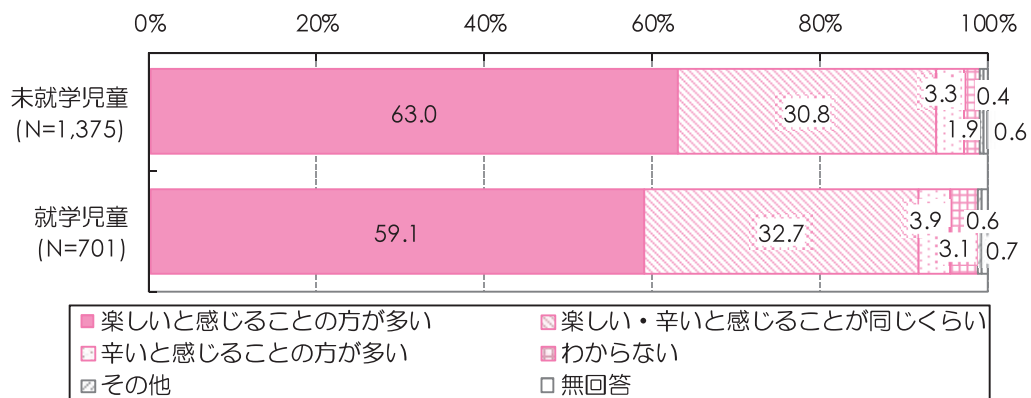
■ 理想の子ども的人数より現実的に子育て可能な人数が少ない理由 ■



②子育てに対する感じ方

子育てに対する感じ方は、「楽しいと感じることの方が多い」が、未就学児童、就学児童ともに約6割となっています。

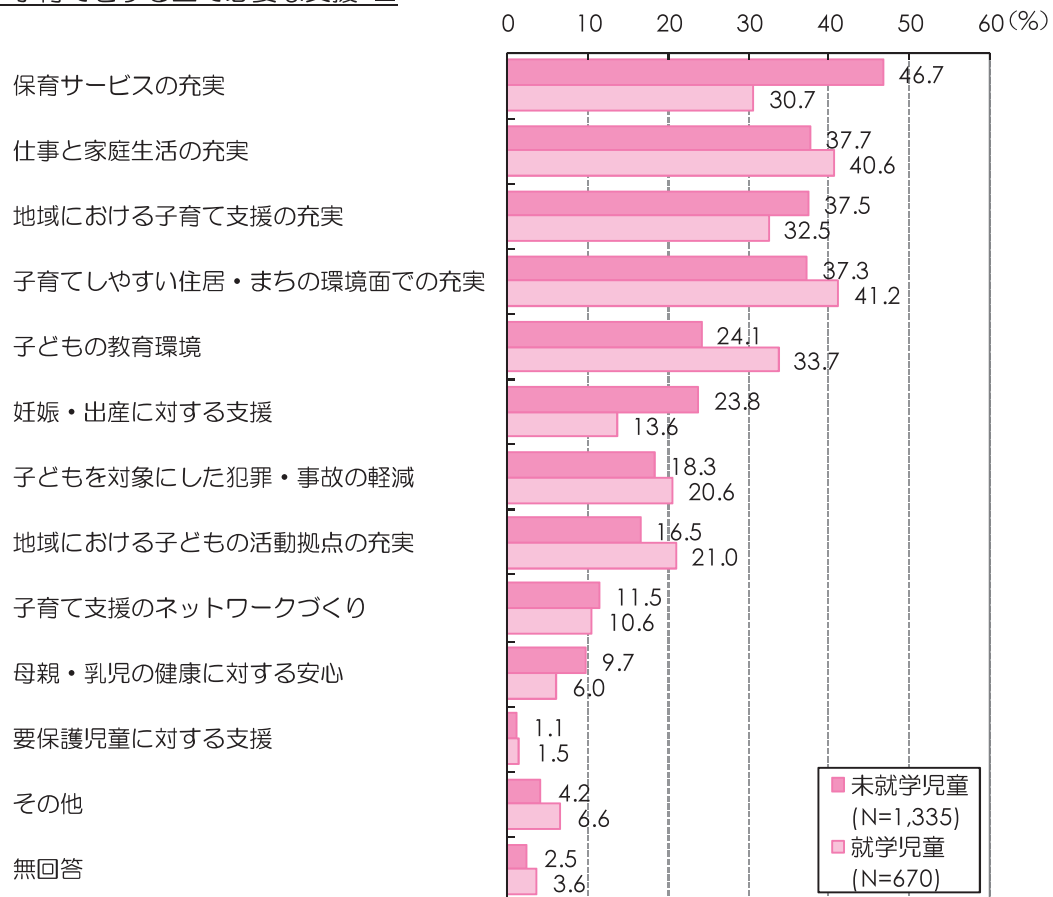
■ 子育てに対する感じ方 ■



③子育てをする上で必要な支援

必要な支援は、未就学児童は「保育サービスの充実」が、就学児童は「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」がそれぞれ最も高くなっています。また、「妊娠・出産に対する支援」や「子どもの教育環境」などの項目で、対象別に差がみられます。

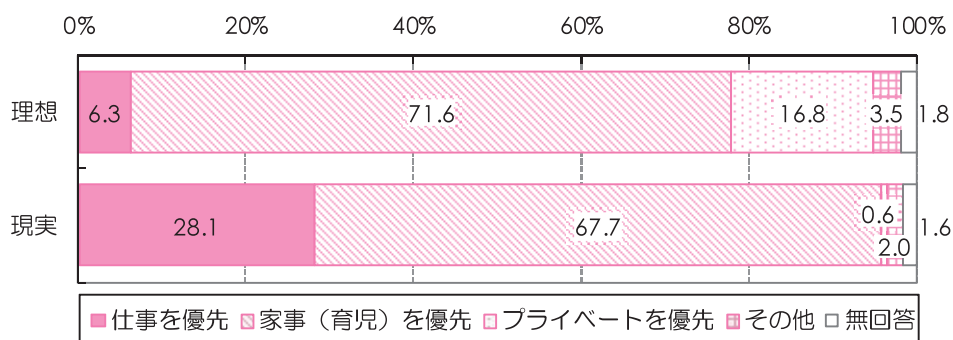
■ 子育てをする上で必要な支援 ■



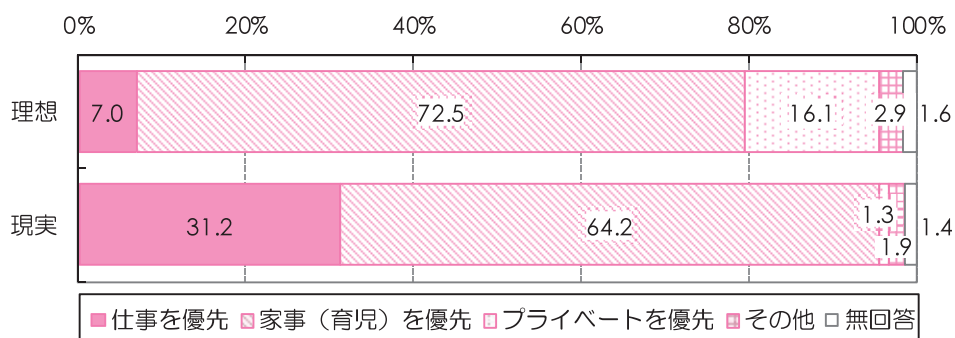
④生活の中での優先度の理想と現実

生活の中での優先度については、未就学児童、就学児童ともに理想と現実それぞれ「家事（育児）を優先」が最も高くなっています。ただし、理想では「プライベートを優先」が1割台半ばに対し、現実では1%前後となっています。また、「仕事を優先」は、理想では1割未満に対し、現実では約3割となっています。

■ 未就学児童(N=1,375) ■



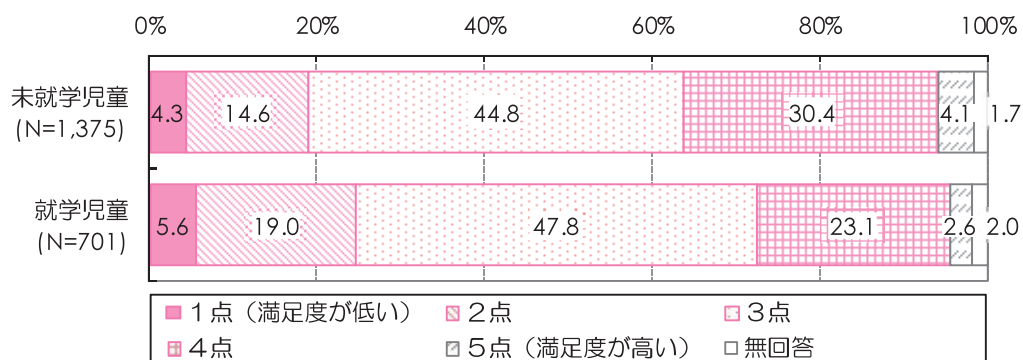
■ 就学児童(N=701) ■



⑤三島市の子育て環境に対する評価

三島市の子育て環境や支援に対する満足点は、未就学児童、就学児童ともに「3点」が最も高くなっています。また、満足度が低い「1～2点」と、満足度が高い「4～5点」を比較すると、未就学児童では「4～5点」が大幅に上回っているのに対し、就学児童ではやや上回る程度となっています。

■ 三島市の子育て環境に対する評価 ■



(5) 自由意見

①時間外保育（延長保育）事業

- 朝が早い仕事なので7：00から市立の保育園でも預かってもらえると助かる。
- 保育園の土曜日保育の時間を平日と同じにしてほしい。
- 土曜保育が充実してくれるとうれしい。
- 日曜日も保育園をやってほしい。午前中だけでも。
- すべての園で、19：00くらいまで平日保育・延長できないのか。
- 今は保育園に通っているため延長保育もあり助かっている。

②放課後児童健全育成事業

- 小学校高学年になっても放課後児童クラブを利用できるようにしてほしい。
- 学童の先生方は非常によい人たちで、学校の担任以上に子どものことをよく知っていたり指導してくれて助かる。
- 放課後児童クラブの夏・冬休みの利用時間を7：30～18：00にしてほしい。
- 来春から学童保育の利用を考えているが、定員に対してスペースが狭い。
- 現在、放課後児童クラブは3年生までだが、今の世の中の安全面などから考えると5年生くらいまでは必要だと思う。
- 夏休みの長い休みの間だけでも、放課後児童クラブを高学年の4～6年生までやってほしい。
- 放課後児童クラブの夏休み、冬休みなどの長期休み時に毎日お弁当を作るのは正直辛い。毎日ではなくてもよいので、お昼を提供してもらえると助かる。

③子育て支援拠点事業（本町子育て支援センター）

- 他のまちの支援センターで知り合ったお母様方から、三島市の短時間の預かり保育のシステムが羨ましいとよく言われる。私は利用したことはないが、いざというときには預かってもらえると思うと気持ちの負担が軽くなる。
- 本町子育て支援センターの短時間保育可能時間が3時間と短い。
- 本町子育て支援センターの一時預かりは1時間単位だが、30分単位の方が利用しやすい。
- 本町子育て支援センターは、行事など内容は良いが、駐車料金がかかるので利用しにくい。利用時間に応じた駐車料補助があると助かる。

④一時預かり事業

- 公立幼稚園の預かり保育も必要なのではと感じる。
- 私立幼稚園の預かり保育を利用したいが、料金が安いから結局働いてもお金が残らない。
- 一時保育の保育料がもう少し安くなると利用しやすい。
- 児童館にも本町子育て支援センターのような一時保育が可能な施設ができるととても助かる。
- 一時預かり場所・時間を増やしてほしい。
- 月1回程度、市の助成で子どもを一時保育に預けられるシステムを作してほしい（多少の自己負担はあっても良いと思う）。
- 住んでいる近くに民間の託児所でもあればと思う。急に預けたい時になくて困っている方もいる。
- 一時保育をやっている場所や条件をもっとアナウンスしてほしい。

⑤病児・病後児保育事業

- 子どもが風邪を引いたときの病児保育の拡大。
- 病児・病後児保育施設はできればもっと保育園にあってほしい。体調不良で心身不安定な児を不慣れな施設に預けるのに抵抗があり結局利用できずにいる。
- 子どもが病気の時、預かってくれる病院があるというのは、利用したことはないが心強い。
- 病児保育が充実するとありがたい。
- 病児保育の終了時間を18:00までとしてほしい。
- 病児保育はとても助かるが、時間が少し短くて必ず遅刻になってしまう。30分で構わないので延ばしてほしい。

⑥ファミリー・サポート・センター事業

- ファミリー・サポート・センターなど一時預かりを利用してみたい気もするが、年に1~2回の利用のために手続きをするのが面倒に思え、少し我慢をすれば済むと思うと利用しない。
- ファミリーサポートも利用したいが敷居が高い。

⑦両立支援

- 仕事をしている場合、職場で小さい子どもがいる人が休みやすい環境をつくってほしい。働いているからこそ病気のときに子どもを自分で見てやりたいと思う。それができる環境を一番に願う。
- 全国どこでも同じだとは思いますが、母親も働きながら子育てができる環境をもっと整えてほしいと思う。
- 男女平等とはいっているものの、実際仕事でも家庭でも平等ではないと思う。女性にとって仕事と家庭の両立は非常に難しく、精神的にも困難なことが多い。
- 父親の育児参加を“積極的に後押しする”行政力に期待する。企業の制度が追いついていない。
- 育児休暇を取得しやすい仕組みづくりをお願いしたい。

⑧子どもの遊び場・公園

- 子どもを安心して遊ばせる場所が少ない。全天候型でのびのび思いきり走れる施設がほしい。
- 三島市にあまり公園が充実した感じがなく、もう少し広くて芝生などがある公園があればと思う。
- 子どもたちの遊べる場所が少ないので、子どもたちだけで遊べる環境が必要だと思う。

⑨経済面での支援

- 保育料をもう少し安くするか無料でやってほしい。
- できるだけ経済的な面での援助がほしい。子育てには現在も将来的にもお金がかかる。
- 子どもの教育費の免除を検討してほしい。

⑩その他

- 障がいがある子に対してのサポートが少ない。軽度の障がい児童の一般保育所への入所を希望する。
- これからも子育てしやすい環境のために、事業拡大や施設の充実など行ってもらえるとうれしい。
- もっと地域で子どもを成長させるような行事や環境があるとありがたい。
- 放課後子ども教室を実施してほしい。
- 街灯を増やしてほしい。
- 母子家庭に対する就労支援の拡充。
- 双子や多児などに対するサービスがあったら本当に助かる。

3 三島市の子ども・子育て支援の課題

統計数値やアンケート調査結果から、三島市の子ども・子育て支援施策の充実に向け、以下の課題が考えられます。

(1) 教育・保育施設サービスの充実

アンケート調査結果をみると、現在利用している教育・保育の事業は「認可保育所」と「幼稚園」がいずれも4割を超え多く、今後の利用意向についても同様の傾向にあります。

今後もこうした利用者のニーズが見込まれる中、平成25年度の保育園の入園者数は、公立・私立ともに定員を上回る状況にあり、幼稚園においても通常保育のほか、預かり保育の需要も高まっている状態にあります。

今後は、現存施設の認定こども園への移行も視野に入れながら、利用者のニーズを満たす定員の確保に努めるとともに、質の高い教育・保育に取り組む必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①時間外保育（延長保育）事業

母親の就労日数・時間の増加により、保育園の標準預かり時間を超えた延長保育の需要は高まっています。アンケートの自由意見でも平日の預かり時間の延長を求める声があります。

②放課後児童健全育成事業

対象児童が低学年から高学年までに拡大したことを受け、三島市においても高学年児童のニーズも含めた量の確保が必要となります。また、夏休みや冬休みなど、長期休暇中の利用意向もあることから、指導員の確保を含め、実施体制を整えることが重要です。

③地域子育て支援拠点事業

アンケート調査結果をみると、地域子育て支援拠点事業の未就学児の利用者はおおよそ4人に1人となっており、今後の利用意向についても3人に1人は利用したいと回答しているなど、保護者の交流の場として重要な役割を担っています。今後も継続して市内11か所にある支援センター事業を充実していく必要があります。

④一時預かり事業

アンケート調査結果をみると、現在の一時預かりの利用状況は約1割となっている一方、今後の利用希望は約4割と高くなっています。また預ける理由も、就労や急用時、リフレッシュなど様々です。保育園等を利用した一時預かりや幼稚園での預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等、各事業の量を確保する必要があります。

⑤病児・病後児保育事業

アンケート調査結果をみると、子どもの病気により、通常の教育・保育が受けられなかった経験がある人は4人に3人と非常に高く、その多くは保護者が仕事を休んで対応しています。こうした保護者の病児・病後児保育の利用意向は約4割ある一方で、利用したいと思わない人も約5割いることを鑑みながら、提供体制を整える必要があります。

⑥ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

利用実績をみると、利用者数は増加しており、利用件数についても年間6,000件を超えています。しかしながら、会員数の比率をみると、預ける側に対し、受け入れ側が少ない現状にあるため、今後は地域の人材を生かすなど、受け入れ側の会員を増やす必要があります。

⑦利用者支援事業

三島市においては子育てコンシェルジュ事業として、子育て支援課が窓口となり実施しています。利用者のニーズの多様化により、今後も相談件数の増加が見込まれることから、一人ひとりに合わせた対応を行う必要があります。

（３） 専門的な支援を要する子どもを持つ家庭への支援

全国的にひとり親家庭は増加傾向にあり、三島市においてもアンケート調査結果から約1割弱の世帯が該当しています。経済的負担の軽減や、身近な相談先などの周知に努める必要があります。

また、発達障がいなども含め、障がい児に対する支援施策が求められています。障がいの原因となりうる疾病の早期発見・治療のため、健康診査の重要性を周知していく必要があります。

さらに、保護者の子育てに対するストレスや社会とのつながりの希薄化により、児童虐待に発展するケースが増加しています。育児不安について、気軽に相談できる人や場の確保の充実が求められます。また、日頃から地域で声掛けを行うなど、周囲が子育て世帯に関心をもって積極的に働きかけを行うことも重要です。

(4) 仕事と子育ての両立支援

25 歳から 34 歳の女性の就業状況は、国勢調査によると、平成 2 年から平成 22 年の間で約 20%増加しています。乳幼児を持つ子育て世代の女性の育児休業の取得状況は高まりつつあるなか、男性の取得状況は低く、アンケートから約 9 割の人は未取得という結果となっています。また、生活の優先度についても、育児やプライベートを優先したい理想に対し、仕事を優先しなければならない現実があります。こうしたギャップを埋められるよう、地域や企業に対し、積極的な働きかけが必要となっています。

(5) 安全・安心な子どもの遊び場の充実

アンケート調査では、「公園や広場を増やしてほしい」「公園の管理・整備を充実してほしい」といった意見が多く見られます。子どもが伸び伸びと安心して遊べる環境の充実が求められます。

(6) 少子化対策

三島市の合計特殊出生率は 1.47 となっており、人口を維持されるとされる 2.08（人口置換水準）には遠く及ばない状況です。アンケート調査結果より、子どもの理想の人数（約 3 人）に比べ、現実の人数（約 2 人）が少なく、その乖離は経済的な理由や仕事と子育ての両立が難しいことから起こっていることが読み取れます。子どもを産み育てる上で弊害となっているこうした課題に対し、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めるとともに、地域社会全体での子育てを応援する意識の醸成が望まれます。



第3章

計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

子ども親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族

子どもは多くの場合、高校生までは生まれた土地で育ちます。それぞれの成長のステージで、子どもは、親、家族、地域、学校、行政、企業などに見守られながら育っていきます。三島で生まれ、三島で暮らす子どもたちが、心身ともに健やかに育つには、まずその命が守られなければなりません。そのためには、三島に住む私たちが一丸となって、全身全霊を傾けて守っていく必要があります。

私たちは、子どもの命だけでなく、子どもの個性も保障しなければなりません。子どもの人生は、その子ども固有のものであります。子どもの数だけ生き方はあるのです。子どもたちの多様性を認め、様々な性格の子どもや、障がいを持つ子ども、外国人の子どもなど、多様な三島の子どもたちが、あまねく健やかに等しく成長できるよう、私たちは連携して支援し、見守っていかねばなりません。

子育ては、親にとって大変な仕事です。同時に、他に比べようのない喜びや感動を実感できる尊い仕事です。また、最初から完璧な親はいません。試行錯誤を重ね、不安いっぱいでも懸命に子育てに努めます。子どもに注ぐ純粋な愛情は、仕事を持つ親も、持たない親も同じです。私たちは、そのような親を応援し、未熟な親も、子どもとともに成長できるよう支援していくことが大切です。

私たちに見守られながら、支えられながら育った三島の子どもたちは、必ずや、ふるさと三島を誇りに感じ、三島出身であることを堂々と胸を張って言える大人になると信じます。ふるさとを誇りに思えることは素晴らしいことです。

そのような大人にひとりでも多くの子どもが育つよう、今、私たちが一つの大きな家族となって、笑顔をもって、三島に生きる子どもと親たちの、その育ちを支えることが必要となっています。

2 基本目標

「子ども親も ともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族」の基本理念のもと、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 子どもの健やかな育ちを応援します

乳幼児期の重要性や成長の特性を踏まえ、発達段階に応じた保護者の関わりや、質の高い教育・保育および子育て支援の安定的な提供を通じ、一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれるよう、未来を担う子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

■□ 基本的な視点 □■

- ◆「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの個性や多様性を尊重します
- ◆すべての子ども・子育て家庭を対象に、どの子ども等しく育つよう支援します
- ◆子どもがたくましく育つよう、身近な遊び場や交流の場を整備します

基本目標2 家族が安心して子育てできる環境を整えます

より良い親子関係を形成し、子どもの健やかな育ちを実現するためには、妊娠・出産期からの切れ目ない支援が必要です。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、保護者の子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てに夢や希望をもてるような環境づくりを目指します。

■□ 基本的な視点 □■

- ◆妊娠から出産、育児の切れ目ない支援を行うための体制を構築します
- ◆教育・保育の量的拡充と質の向上を前提とした子育て支援を展開します
- ◆子育て家庭への経済的負担を軽減するため、各種手当等の適正な対応に努めます

基本目標3 地域の力で子育てを支えます

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者は少なくありません。また、子どもの発達などについての悩みを持つ保護者も増加傾向にあります。

気軽に相談できる体制の整備とともに、医療、保健、教育等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る体制の強化が必要です。

また、地域の支えあいには子育てにおいて重要な役割を担っており、子どもたちは地域との関わりの中で成長します。

家庭、学校、職場、地域の人たちなどあらゆる地域の構成員が、子どもたちの成長、子育てに関わり、地域全体で子育てを支える社会を目指します。

基本的な視点

- ◆ 地域社会全体が「子育ては尊い仕事」とであるという共通意識を持ち、子育てを応援する環境を整えます
- ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを行います



3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な施策
子ども親もともに育つ 笑顔あふれる 三島大家族	子どもの健やかな 育ちを応援します	1. 幼児期の学校教育・保育 ○特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園、認定こども園) ○確認を受けない幼稚園 ○特定地域型保育施設 ○認可外保育施設
	家族が安心して 子育てできる 環境を整えます	2. 地域における子育ての支援 (地域子ども・子育て支援事業) ○時間外保育(延長保育)事業 ○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業(ショートステイ事業) ○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○病児・病後児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) ○利用者支援事業(子育てコンシェルジュ事業) ○妊婦健康診査 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な主体の本制度への参入促進事業
	地域の力で 子育てを支えます	3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の 推進
		4. 産後の休業および育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
		5. 専門的な支援を要する子どもを持つ家庭 への支援 ○育児不安等の軽減と児童虐待防止対策の充実 ○ひとり親家庭の自立支援の推進 ○子どもの発達支援対策の推進 ○障がいのある子どもに対する施策の推進 ○外国人児童に対する支援の充実
		6. 仕事と子育ての両立支援
		7. 地域における切れ目ない子育て支援の 強化
		8. 地域の遊び場・交流の場の充実
		9. 経済的な支援の推進

4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業および、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を定めます。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市では、教育・保育提供区域（基本型）を、市内全域（1区域）と設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、基本型に加え、事業により小学校区ごとの区域とします。

教育・保育提供区域（基本型）

三島市内全域

教育・保育提供区域（小学校区）

東小	佐野小
西小	中郷小
南小	沢地小
北小	向山小
錦田小	北上小
徳倉小	山田小
坂小	長伏小

■ 教育・保育の提供区域 ■

事業	区域	考え方
教育・保育	基本型	市内全域に各施設が点在しており、分析の視点「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」からみても利用者は自動車で 20 分程度の範囲でほとんどの施設を利用できるため市全域とします。

■ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 ■

事業	区域	考え方
時間外保育（延長保育）事業	基本型	保育園で実施していることから「教育・保育」と併せる必要があるため市全域とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	利用はそれぞれの小学校区となるため、小学校区を区域とします。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	基本型	当該事業施設が限られ、広域利用が想定されるため市全域とします。
地域子育て支援拠点事業	基本型	市内全域に 11 か所点在しており、居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
一時預かり事業	基本型	保育園等で実施していることから「教育・保育」と併せる必要があるため市全域とします。
病児・病後児保育事業	基本型	当該事業施設が限られ、広域利用が想定されるため市全域とします。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	基本型	本町子育て支援センター内に事務局を設置していることや、会員の需給状況を勘案し市全域とします。
利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）	基本型	市役所や本町子育て支援センター、保健センター等に子育てコンシェルジュが出向いて対応しており、総合的に実施していくものであることから市全域とします。
妊婦健康診査	基本型	現在の事業形態として居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	基本型	現在の事業形態として居住地区を制限しての事業は行っていないため市全域とします。
養育支援訪問事業	基本型	必要な世帯や児童に対応しているため、市全域とします。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	基本型	子どもを見守る機関として要保護児童対策地域協議会が想定されるため、市全域とします。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	基本型	事業の性質上、居住地区を制限した事業ではないため、市全域とします。
多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	基本型	事業の性質上、居住地区を制限した事業ではないため、市全域とします。

第4章

事業計画

第4章 事業計画

1 幼児期の学校教育・保育

量の見込みの設定

量の見込みの設定にあたっては、現在の教育・保育施設・サービスの利用状況およびニーズ調査の結果をもとに国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って認定区分*ごとに必要利用定員総数を定めました。

※ 認定区分とは・・・

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、現行制度や運用の実態を勘案しながら三島市が基準を策定します。

■ 認定区分 ■

認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	あり	保育園、認定こども園 認可外保育施設
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	あり	保育園、認定こども園 特定地域型保育事業 認可外保育施設

■ 認定基準 ■

事由	区分	優先利用
①就労 ②就労以外の事由	①保育標準時間 ②保育短時間	就労 ひとり親家庭 など

教育・保育施設の需要量および確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設および特定地域型保育事業等による確保の内容および実施時期を設定します。

三島市の確保方策に係る基本的な考え方は以下のとおりです。

- 1 認定こども園化を希望する民間教育・保育施設に対し支援を行います
- 2 認可外保育施設の認可化に向けた支援を行います
- 3 特定地域型保育事業の参入業者に対し支援を行います

(1) 1号認定

■ 対 象 ■

1号認定の3～5歳児および2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

■ 事業内容 ■

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,704	1,677	1,614	1,590	1,576
1号認定	1,387	1,365	1,313	1,293	1,283
2号認定 （教育ニーズ）	241	237	228	225	223
他市町委託分	▲ 52	▲ 51	▲ 51	▲ 50	▲ 49
他市町受入分	128	126	124	122	119
②確保の内容 （提供可能量）	2,465	2,475	2,480	2,333	2,348
（うち、他市町の子ども）	(128)	(126)	(124)	(122)	(119)
特定教育・保育施設 （幼稚園）	1,375	1,375	1,375	970	970
確認を受けない 幼稚園	960	960	960	960	765
特定教育・保育施設 （認定こども園）	130	140	145	403	613
差（②－①）	761	798	866	743	772

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園）は、公立・私立あわせて市内に 18 園あり、定員は 2,430 人となっています。量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用定員総数 1,704 人に対し、私立幼稚園で預かり保育を行うことなどにより提供可能量は上回っています。

(2) 2号認定

■ 対 象 ■

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

■ 事業内容 ■

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,284	1,264	1,216	1,198	1,188
三島市内	1,260	1,240	1,193	1,175	1,166
他市町受入分	24	24	23	23	22
②確保の内容 （提供可能量）	1,094	1,084	1,127	1,220	1,250
（うち、他市町子ども）	(24)	(24)	(23)	(23)	(22)
特定教育・保育施設 （保育園）	1,034	884	903	849	644
特定教育・保育施設 （認定こども園）	15	155	195	342	577
認可外保育施設	45	45	29	29	29
差（②－①）	▲ 190	▲ 180	▲ 89	22	62

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設は、公立・私立あわせて 18 園、当該事業を行う認可外保育施設は 3 か所あり、3～5 歳児の定員は 1,073 人となっています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用定員総数 1,284 人に対し、提供可能量は 1,094 人と 190 人分不足している状態にあります。私立幼稚園の認定こども園化や預かり保育の拡大、新規・既存施設の施設整備等により、提供可能量の確保を図るとともに、公立幼稚園の認定こども園化（2号認定の受け入れ）も視野に入れながら、平成 30 年度までに不足分の解消を図ります。

(3) 3号認定<0歳>

■ 対 象 ■

3号認定（保育の必要性あり）の0歳児

■ 事業内容 ■

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	215	213	211	207	203
三島市内	215	213	211	207	203
②確保の内容 （提供可能量）	158	163	173	195	203
特定教育・保育施設 （保育園）	134	129	117	139	121
特定教育・保育施設 （認定こども園）	3	8	23	23	41
特定地域型保育 施設	6	11	21	21	29
認可外保育施設	15	15	12	12	12
差（②－①）	▲ 57	▲ 50	▲ 38	▲ 12	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設は、公立・私立あわせて 18 園、当該事業を行う認可外保育施設は 3 か所あり、0 歳児の定員は 160 人となっています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用定員総数 215 人に対し、提供可能量は 158 人と 57 人分不足している状態にありますが、公立幼稚園の認定こども園化（2 号認定の受け入れ）等で生じることが見込まれる 2 号認定の余剰量を 3 号認定の量の確保に活用することにより、平成 30 年度までに 20 人程度の量を確保するとともに、私立幼稚園の認定こども園化や特定地域型保育事業の参入、新規・既存施設の施設整備等により不足分の解消を図ります。

(4) 3号認定＜1・2歳＞

■ 対 象 ■

3号認定（保育の必要性あり）の1・2歳児

■ 事業内容 ■

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	804	800	800	791	780
三島市内	804	800	800	791	780
②確保の内容 （提供可能量）	589	620	675	720	780
特定教育・保育施設 （保育園）	522	477	465	495	418
特定教育・保育施設 （認定こども園）	12	57	87	87	164
特定地域型保育 施設	13	44	97	112	172
認可外保育施設	42	42	26	26	26
差（②－①）	▲ 215	▲ 180	▲ 125	▲ 71	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設は、公立・私立あわせて 18 園、当該事業を行う認可外保育施設は 3 か所あり、1・2 歳児の定員は 575 人となっています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用定員総数 804 人に対し、提供可能量は 589 人と 215 人分不足している状態にあります。公立幼稚園の認定こども園化（2 号認定の受け入れ）等で生じることが見込まれる 2 号認定の余剰量を 3 号認定の量の確保に活用することにより、平成 30 年度までに 30 人程度の量を確保するとともに、私立幼稚園の認定こども園化や特定地域型保育事業の参入、新規・既存施設の施設整備等により不足分の解消を図ります。

■ 3号認定の保育利用率

■ 推計人口 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童数（0～2 歳）	2,612	2,594	2,584	2,550	2,510

■ 需給計画 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3号認定の 保育提供可能量	747	783	848	915	983
0 歳	158	163	173	195	203
1・2 歳	589	620	675	720	780

■ 0～2歳の保育利用率※ ■

(単位：％)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	28.6	30.2	32.8	35.9	39.2

※保育利用率は、3号認定（0 歳+1・2 歳）の保育提供可能量÷推計児童数 により算出



2 地域における子育ての支援（地域子ども・子育て支援事業）

量の見込みの設定

量の見込みの設定にあたっては、現在の教育・保育施設・サービスの利用状況およびニーズ調査の結果をもとに国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って必要利用定員総数を決めました。

地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を決めました。

具体的な計画期間における量の見込み、量の拡充と質の向上に関する方策および実施時期は次のとおりとします。

（１） 時間外保育（延長保育）事業

■ 事業内容 ■

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育園等で保育を実施します。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	604	598	584	576	569
②確保の内容	604	598	584	576	569
差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しており、1 日あたりの提供可能量は 194 人です。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 604 人に対し、提供可能量は上回っています。

■ 質の向上 ■

就業形態の多様化に伴い、今後も引き続き利用が見込まれることから、事業者等と調整し、制度のさらなる充実や人材の確保を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業

■ 事業内容 ■

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブや小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

◇ 市域全体

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,042	1,038	1,039	1,038	1,037
②確保の内容	888	938	981	1,040	1,040
差 (②－①)	▲154	▲100	▲58	2	3

① 東小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	69	68	68	68	68
②確保の内容	47	47	47	47	47
差 (②－①)	▲22	▲21	▲21	▲21	▲21

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

② 西小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	57	57	57	57	57
②確保の内容	39	39	39	39	39
差 (②－①)	▲18	▲18	▲18	▲18	▲18

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

③ 南小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	93	93	93	93	93
②確保の内容	78	78	78	78	78
第一	39	39	39	39	39
第二	39	39	39	39	39
差 (②－①)	▲15	▲15	▲15	▲15	▲15

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

④ 北小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	93	93	93	93	93
②確保の内容	108	108	108	108	108
第一	61	61	61	61	61
第二	47	47	47	47	47
差(②-①)	15	15	15	15	15

⑤ 錦田小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	79	79	79	79	79
②確保の内容	37	37	80	80	80
第一	37	37	37	37	37
第二	—	—	43	43	43
差(②-①)	▲42	▲42	1	1	1

*平成 29 年度までに、放課後子ども総合プランにより第二クラブを検討する。

⑥ 徳倉小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	73	72	72	72	72
②確保の内容	58	58	58	80	80
第一	58	58	58	40	40
第二	—	—	—	40	40
差(②-①)	▲15	▲14	▲14	8	8

*平成 30 年度までに、放課後子ども総合プランにより第二クラブを検討する。

⑦ 佐野小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	58	58	58	58	58
②確保の内容	36	36	36	36	36
差(②-①)	▲22	▲22	▲22	▲22	▲22

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑧ 中郷小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	100	99	100	99	99
②確保の内容	98	98	98	98	98
第一	49	49	49	49	49
第二	49	49	49	49	49
差(②-①)	▲2	▲1	▲2	▲1	▲1

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑨ 沢地小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	44	44	44	44	44
②確保の内容	40	40	40	40	40
差(②-①)	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑩ 向山小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	121	120	120	120	120
②確保の内容	83	83	83	120	120
第一	40	40	40	77	77
第二	43	43	43	43	43
差(②-①)	▲38	▲37	▲37	0	0

*平成 30 年度までに、放課後子ども総合プランにより確保方策を検討する。

⑪ 北上小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	65	65	65	65	64
②確保の内容	46	46	46	46	46
差(②-①)	▲19	▲19	▲19	▲19	▲18

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑫ 山田小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	62	62	62	62	62
②確保の内容	79	79	79	79	79
第一	40	40	40	40	40
第二	39	39	39	39	39
差(②－①)	17	17	17	17	17

⑬ 長伏小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	88	88	88	88	88
②確保の内容	39	89	89	89	89
第一	39	39	39	39	39
第二	—	50	50	50	50
差(②－①)	▲49	1	1	1	1

*平成 28 年度までに、放課後子ども総合プランにより第二クラブを検討する。

⑭ 坂小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保の内容	40	40	40	40	40
差(②－①)	0	0	0	0	0

◇ その他の確保の内容(民間事業者実施)

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容	60	60	60	60	60

*量の見込みは、各小学校ブロックに含まれます。

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で、市内 14 小学校 18 か所（公設公営 17 か所、公設民営 1 か所）の放課後児童クラブと、民設民営 1 か所の放課後児童クラブにおいて、当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込みが年間 1,042 人であるのに対し、提供可能量は 888 人で、154 人分不足している状態にあります。以下の方策をとりながら、量の見込みに応じた提供体制の確保に努めます。

なお、放課後子ども総合プランに基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進を図るための事業を検討します。

- 施設の面積基準である児童 1 人あたり 1.65 ㎡以上の確保については、経過措置とすることから、現在のガイドラインを踏襲し、定員の弾力的な運用を図る。
- 児童数の将来推計により、施設の増設や改築等の計画を段階的に進める。
- 学校施設の活用について、余裕教室の転用や放課後に使用しない教室の活用等を教育委員会と協議する。
- 学校近隣の公共施設（社会的資源）の活用を検討する。
- 高学年については、優先利用の考え方もあわせて検討する。
- 放課後子ども教室の開設を協議する。
- 放課後子ども総合プランの計画的な整備を協議する。
- 民間事業者の参入を促す。

■ 質の向上 ■

保護者の子育てと就労の両立を支援する事業として、安全で適切な遊びおよび生活の場を提供できるよう、人材の確保や研修の充実に努めます。



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

■ 事業内容 ■

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人日）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	264	264	264	264	264
②確保の内容	264	264	264	264	264
差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しています。

平成 27 年度から平成 31 年度の量の見込み年間 264 人日に対し、提供可能量は満たしています。

■ 質の向上 ■

家庭や地域の子育て機能の低下等に伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされていることから、今後さらなる事業周知を行い、必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

■ 事業内容 ■

乳幼児およびその保護者が気軽に集い、相互の交流や育児相談を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人回）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	91,404	90,780	90,432	89,232	87,840
②確保の内容	91,404	90,780	90,432	89,232	87,840
差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 26 年度時点で、市内 11 か所で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 91,404 人回に対し、提供可能量は満たしています。

■ 質の向上 ■

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施することにより、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、また、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力向上につながることから、さらなる事業の周知を行います。

(5) 一時預かり事業

■ 事業内容 ■

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3 歳から 5 歳の児童を対象に、通常の利用時間以外に幼稚園等で保育を行います。また、それ以外のものについては、家庭における保育が一時的に困難となった場合に、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点等で、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行います。

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人日）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	36,197	35,637	34,266	33,743	33,494
1 号認定	780	768	738	727	721
2 号認定	35,417	34,869	33,528	33,016	32,773
②確保の内容	32,430	32,430	32,430	32,430	35,190
私立幼稚園	31,280	31,280	31,280	31,280	19,780
認定こども園	1,150	1,150	1,150	1,150	15,410
差（②－①）	▲3,767	▲3,207	▲1,836	▲1,313	1,696

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 36,197 人日に対し、提供可能量は 32,430 人日と 3,767 人日不足している状態にあります。平成 31 年度の増員により、量の見込みを提供可能量が上回ります。

■ 質の向上 ■

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予想されることから、制度のさらなる充実を図ります。

(イ) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11,915	11,571	11,202	10,537	9,880
②確保の内容	10,240	10,240	10,240	10,240	10,240
公立保育園	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
私立保育園	4,370	4,370	4,140	4,140	690
認定こども園	0	0	920	920	4,370
特定地域型保育	1,380	1,380	690	690	690
認可外保育施設	690	690	690	690	690
短時間保育事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
差 (②-①)	▲1,675	▲1,331	▲962	▲297	360

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 11,915 人日に対し、提供可能量は 10,240 人日と 1,675 人日不足している状態にあります。平成 27 年度からの公立保育園での事業実施により、量の確保を図ります。

■ 質の向上 ■

緊急での預かりを必要とする保護者の要望に応えるため、量の確保と合わせて安全な保育の充実、人材の確保に努めます。

(6) 病児・病後児保育事業

■ 事業内容 ■

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育等を実施します。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,418	3,418	3,418	3,418	3,418
②確保の内容	3,418	3,418	3,418	3,418	3,418
差 (②－①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設や医療機関等で当該事業を実施しています。

平成 27 年度から平成 31 年度の量の見込み年間 3,418 人日に対し、提供可能量は満たしています。

■ 質の向上 ■

保護者の子育てと就労の両立を支援する事業として、今後の利用状況を注視しながら、事業者等と連携・調整していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■ 事業内容 ■

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,626	4,623	4,581	4,551	4,526
一時預かり	2,126	2,123	2,081	2,051	2,026
就学児	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保の内容	6,064	6,064	6,064	6,064	6,064
差 (②－①)	1,438	1,441	1,483	1,513	1,538

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で本町子育て支援センター内に事務局を設置し、実施しています。
量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 4,626 人日に対し、提供可能量は上回っています。

■ 質の向上 ■

活動についての周知・啓発に努め、特に援助会員の確保を図るとともに、レベルアップのための研修の充実を図ります。

(8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）

■ 事業内容 ■

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：か所）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で子育て支援課が窓口となり実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

関係施設や事業者等と連携を密にして情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や地域子育て支援事業を利用できるよう、情報提供に努めます。

(9) 妊婦健康診査

■ 事業内容 ■

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。受診週数の目安を基準に、最大 14 回まで受診できます。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	870	861	851	835	821
②確保の内容	870	861	851	835	821
差 (②－①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で健康づくり課が実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

母子保健の観点から継続して実施する必要があるとあり、すべての妊婦が安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■ 事業内容 ■

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	845	836	826	811	797
②確保の内容	845	836	826	811	797
差 (②－①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で健康づくり課が実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

母子保健の観点から継続して実施する必要がある、引き続き、母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、不安や悩みに対し、助言や情報提供を行います。

(11) 養育支援訪問事業

■ 事業内容 ■

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	542	536	531	526	520
②確保の内容	542	536	531	526	520
差 (②－①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で健康づくり課が実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

養育支援が必要な家庭にとって重要な事業であり、関係機関等と連携を図り、今後も引き続き保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援等を行います。

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■ 事業内容 ■

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■ 事業内容 ■

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

■ 事業内容 ■

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。



3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

新制度におけるすべての認定区分に対応可能な認定こども園について、幼稚園および保育園からの移行等、地域の実情に応じた整備が促進されるよう支援を行います。

また、その普及にあたっては人材の確保が必須です。人材の確保・育成に向け、資格取得への支援を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進対策

- 乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを念頭に置き、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を通して、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園は、幼児期の学校教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修の実施、さらには、専門性および資質向上のための研修の拡充を図ります。また、自己評価を行うことにより、課題意識を持った学校教育・保育に取り組みます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園では、各園の実情に応じた指導体制を作り、また各園の安全・危機管理を徹底するための適正な人的配置および施設・設備の充実を図ります。
- 教育・保育事業者、保護者、行政および関係者等による情報共有・情報交換に努め、三島市に育つ子どもたちへの質の高い学校教育・保育の提供に努めます。
- 支援を必要とする子どもへの対応については、三島市障害福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めます。
- 教育・保育施設を利用する子どものいる家庭、在宅で子育てをしている家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量ともに充実していきます。

(3) 教育・保育施設および地域型保育事業との相互の連携

幼稚園、保育園、認定こども園および地域型保育事業所による連絡会を開催し、相互の連携に努めます。

(4) 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校等との連携

発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の学校教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培うたいへん重要なものであることから、幼稚園、保育園、認定こども園は、幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

4 産後の休業および育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めます。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業の整備を行います。

①乳児保育の拡大

平成 25 年度より、0 歳児の受け入れ拡大に対応した民間保育園に対して補助金の交付等を行い、乳児の受け入れ拡大に努めてきましたが、さらなる拡大体制を検討していきます。

②乳幼児保育を実施する保育園への助成

民間保育園における 1 歳児及び 2 歳児、ならびに認可外保育施設における 3 歳未満児の保育を支援するため、県の多様な保育推進事業費補助金を活用し、引き続き補助事業を継続していきます。

5 専門的な支援を要する子どもを持つ家庭への支援

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の促進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実、外国人児童に対する支援等について、県が行う施策と連携を図りながら、三島市の実情に応じた施策を推進します。

(1) 育児不安や悩みの軽減と児童虐待防止対策の充実

児童虐待に走るケースの多くが、育児不安や頼れる人の欠如によって引き起こされています。こうした問題に対し、子育てをする人の負担や孤立感をなくし、子育ての喜びを感じながら子どもと一緒に成長していくための施策の充実を図ります。

①子育て悩み相談会等各種相談会の充実

少子化や核家族化に伴う育児の孤立化、母親のストレスが増加傾向にある中、育児支援の一環として心理判定員による個別相談や各種相談会の充実を図ることにより、親の育児不安を軽減し、子どもの健全な発達を目指すとともに保護者の健康の保持増進を図ります。

②幼児個別相談会の実施

精神発達、情緒行動上の問題、親子関係等の問題で精密検査を必要とする幼児を対象に児童相談所の心理判定員による個別相談を行うことにより、支援を必要とする幼児を早期発見し、幼児の健全な発達を促します。

③家庭児童相談室の設置

家庭や児童を取り巻く環境が大きく変化し、問題も多様化している中、家庭児童相談室の果たす役割は大きいものがあります。引き続き、児童福祉向上のため、家庭や児童に関する相談、指導、助言に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

社会の変化により、三島市でもひとり親家庭が増加傾向にあります。ひとり親家庭は子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活において経済的・心理的負担が大きいと考えられます。

今後とも、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭や父子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

①児童扶養手当の支給

18歳に達した最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭に支給されるもので、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することから、今後も適正な支給事務に努めます。

②母子世帯等医療費助成の充実

母子世帯および父子世帯については、医療費にかかわる経済的負担が生活に影響を及ぼす可能性も高いことから、医療費の助成を行うことで安心して医療を受けられるように、健康保持と福祉の増進に努めます。

③各種手当等の充実

母子世帯等児童育成手当や母子世帯等小学校入学祝金、母子世帯等中学校卒業就職・進学祝金、交通遺児等扶養手当等、各種手当の充実を図ります。

④ひとり親家庭子育てサポート事業

児童扶養手当を受給している者およびそれに準ずる者を対象に、ファミリー・サポート・センター事業と延長保育事業を利用した場合の利用料について助成します。

⑤母子・父子自立支援員の設置

母子家庭等を対象に、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。

⑥母子父子寡婦福祉資金貸付の周知・受付

県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付の周知や受付を行います。

（３） 子どもの発達支援対策の推進

障がいの原因となる疾病の早期発見・早期療育の推進を図り、また子どもの成長や発達状態により適切な支援を行うため、妊娠・出産期や乳幼児期など、早期からの健康診査を行います。合わせて、療育支援体制の充実を図るため、関係機関との連携に努めます。

①相談支援事業

子どもの発達に関する不安や関わり方についての悩みなど、発達内容に応じて対応等の助言を行うとともに、保護者の育児のストレスなどを軽減し、子育てに見通しが持てるよう支援に努めます。また、幼稚園、保育園、小・中学校（特別支援学級）、特別支援学校との連携を図りながら、就学相談等に努めます。

②発達支援事業

親子で定期的に教室へ通うことにより、子どもに安心して様々な生活や遊びを繰り返し経験してもらいながら、基本的な生活習慣を身につけ、身近な人・物・活動への気付きや興味を引出し、感情や意志を表現する力や自分から周囲に関わりを持つようとする力などを育めるように努めます。

③地域支援事業

幼稚園や保育園の訪問支援、母子保健事業との連携、研修や講座の開催を通して、支援や配慮が必要な子どもが地域の中でいきいきと生活ができ、親が安心して子育てができる環境を提供します。

④通所支援事業

児童発達支援事業所を利用している子どもの心身の状況や環境、保護者の意向等を事業所と市が共有することで、その子にとって一番良い進路を選択できるよう連携調整の強化に努めます。

(4) 障がいのある子どもに対する施策の推進

障がいのある子どもが、地域社会の中でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた適切な療育・サービスの提供に努めるとともに、サービスの充実を図るため、関係機関との連携に努めます。

①障がい児支援の充実

発達が心配される子ども一人ひとりに、児童福祉法に基づく通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）を通して、発達を支援していきます。

②障がい福祉サービスの充実

障がいのある子どもの自立した生活を支えるため、障害者総合支援法に基づいたサービス等利用計画および個別支援計画を作成し、一人ひとりに応じたケアマネジメントによりきめ細かなサービス提供に努めます。

(5) 外国人児童に対する支援の充実

外国人児童への支援は、児童の家族等が異文化による生活の中で様々な課題を抱えていることが多く、日常生活や学校生活など包括的な支援が必要となります。このため、多文化共生社会の視点に立ち、外国人児童の自立に向け、行政と関係団体が連携し、支援体制の仕組みが構築されるよう努めます。

6 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

共働き世帯が増加している現在、子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るには、家族内での協力、子ども・子育て支援施策の充実のみならず、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

①仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進

仕事と育児や介護、地域活動等との調和を可能にするため、個々人のライフスタイルやライフステージに応じて、短時間正社員や雇用型在宅型テレワークなどの多様な働き方の実現、普及促進について、関係機関と連携し周知・啓発に努めます。

②男女共同参画社会基本法の周知

市のホームページや男女共同参画関連講座において内容の周知に努めます。また、より効果的な啓発方法を検討し、積極的に情報提供していきます。

③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

職場、家庭、地域等様々な場における慣行のなかで、性別による固定的な役割分担につながるおそれのあるものについて、市の広報やホームページを活用しながら、広くその見直しを呼びかけます。

④男女による家庭・地域社会への参加促進

性別にかかわらず家族の皆が家事・育児・介護を担うよう意識の啓発を図っていくとともに、地域活動に参加できるような環境づくりを進めていきます。

⑤教育・保育の場における男女平等意識の醸成

子ども達の成長過程、発達段階に応じた指導を通して、人権尊重、男女平等、相互理解・協力、両性自立の意識を醸成します。

⑥女性の就業・再就職の相談および必要な技術の習得支援

女性就労相談員による就業・再就職の相談業務に努め、必要な技術の習得を目的とした学習・訓練の機会充実を図ります。

⑦男性の育児休業取得率の向上

子育てをしながら働き続けることができる雇用環境の整備と、職場全体の意識を高めていくための広報・啓発活動を充実し、男性の育児休業取得率の向上を図ります。

⑧パートタイム労働法の啓発

「パートタイム労働法」の周知に努め、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図ります。

7 地域における切れ目ない子育て支援の強化

妊娠から出産、子育て期までの「切れ目ない支援」を強化し、安心して子どもを産み、育てることができる仕組みを構築することにより、地域の子育て力を高めていきます。

①出産・子育て包括支援推進事業

出産後の母子を対象に、産科医療機関での心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業をはじめ、母子保健コーディネーターの配置、産前産後のサポート事業を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

②子どもは地域の宝事業

地域のより良い人間関係を育み、安心して子育てができる地域社会を構築することを目的に、子どもの誕生を地域で祝うお祝い会の開催や、各種の子育て支援活動を行う自治会・町内会に対し、小学生以下の子どもの数や出生数に応じて、その経費を補助します。

③子育て支援団体等への支援

子育て・子育てを地域社会全体で支える活動が充実・拡大することにより、地域の子育て力をより高めることにつながることから、市内の子育て中の親またはその子ども等を対象とした子育て支援活動を行っている団体の育成支援に努めます。

- 子育て支援団体等活動費補助事業
- 子育て支援出前講座

8 地域の遊び場・交流の場の充実

子どもたちが心身ともにたくましく、豊かな人間性を身につけられるよう、また親子どうしの交流の場の確保など、子どもが集まる場所および機会の充実に努めます。

①三島の特性を活かした公園の配置

自然と水に親しめる公園や、河川や道路を軸とした公園や緑地等、三島の特性を活かし「ガーデンシティみしま」にふさわしい公園の適正配置に努めます。

②公園等の遊具の適正な維持・管理

社団法人日本公園施設業協会加盟会員業者の公園施設製品整備士による公園遊具の定期点検および現場作業員による日常点検を行い、遊具の安全対策の充実に図ります。

③教育・保育施設における園庭開放・見学会の充実

地域の遊び場・交流の場として、安全性や防犯等に十分留意しながら、園庭開放や見学会を実施し、地域と密着した子育ての場を提供していきます。

9 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、児童期を経て子どもが成長していく過程において、教育、保育、医療など子育てに関する費用は大きく掛かるものです。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種手当等について適正に対応し、推進します。





第5章

計画の着実な推進に向けて

第5章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、子育て支援課が事務局となり、毎年度、関係各課や関係機関・団体と連携を図り、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行います。

また、三島市子ども・子育て会議において計画の進捗状況およびその評価を実施し、事業効果をより明確化するとともに、会議における審議により、必要に応じて本計画の施策の見直し・改善を図る等、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action））の確立につながるよう推進します。

2 子ども・子育て支援にあたっての関係者の連携および協働

多様化する子育てに関わるニーズに対応していくためには、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、妊娠・出産期からの切れ目ない、きめ細かな子育て支援が必要です。

市と、地域・関係機関・関係団体等が適切な役割分担のもと連携および協働し、地域の実情に応じた取り組みを進め、地域ぐるみでの子育て・子育ての推進を図ります。

また、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

3 計画の周知

計画を確実に推進するためには、子育て家庭や関係機関・事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解や協力が重要であることから、策定した計画について、市広報紙や市ホームページなど様々な媒体や機会を活用し周知に努めていきます。





資料

1 三島市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 20 日

三島市条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、三島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。



(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

2 三島市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
三 田 英 二	学識経験者（静岡県立大学短期大学部）教授	会長
上 野 永 子	学識経験者（静岡福祉大学）講師	副会長
小 林 真由美	三島市PTA連絡協議会 母親委員長	
飯 山 み ち	私立幼稚園協会父母会 会長	
鈴 木 あづさ	公立幼稚園PTA連絡協議会 会長	
京 極 朋 子	民間保育園保護者会 代表	
祝 部 麻里江	公立保育園父母の会連合会 会長	
中 村 育 男	事業主代表 横浜ゴム(株)三島工場 業務課主任	
加 藤 保	労働者代表 連合沼駿三田地域協議会 三田地区連絡会事務局次長	
梅 原 香代子	三島市民生委員・児童委員協議会 代表	
月 野 義 識	私立幼稚園協会 代表	
鈴 木 伊津美	公立幼稚園園長会 代表	
杉 村 伸二郎	民間保育園園長会 代表	
今 しのぶ	公立保育園園長会 代表	
小早川 宏 子	認可外保育施設 代表	
長谷川 昭	三島市小中学校校長会 代表	
小 林 恵 子	子育て事業関係者 (株)ふじやまママ	
河 野 玲 子	公募市民	
野 田 千 絵	公募市民	
諸 星 圭	公募市民	

（敬称略）

3 三島市子ども・子育て支援事業計画に係る庁内検討委員会委員

氏 名	所 属 等	備 考
竹 本 嗣	社会福祉部 部長	委員長
荻 野 勉	健康づくり課 課長	
渡 辺 義 行	社会福祉部（子育て支援課） 参事（課長）	
高 木 文 明	障がい福祉課 課長	
渡 辺 光 美	療育支援室 室長	
長谷川 博 康	企画部（政策企画課） 参事（課長）	
飯 塚 信 正	企画部（国際交流室） 参事（室長）	
石 井 正 治	都市整備部（水と緑の課） 参事（課長）	
植 松 和 男	教育総務課 課長	
西 島 正 晴	学校教育課 課長	
野 澤 秀 里	生涯学習課 課長	

4 計画の策定経過

年月日	策定委員会等	審議内容等
平成 25 年 8 月 29 日	平成 25 年度 第 1 回 三島市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援新制度の概要について ○今後のスケジュールについて ○ニーズ調査について
平成 25 年 10 月 10 日 ～10 月 24 日	子ども・子育てに関する アンケート調査実施	【調査対象】 ① 未就学児童：2,000 人 市内在住の就学前の子どもがいる家庭 ② 就学児童：1,000 人 市内在住の就学している子どもがいる家庭 【有効回収率】 ① 未就学児童：1,375 人（回収率 68.8%） ② 就学児童：701 人（回収率 70.1%）
平成 26 年 2 月 13 日	平成 25 年度 第 2 回 三島市子ども・子育て会議	○アンケート調査の結果について ○今後のスケジュールについて
4 月 8 日	三島市子ども・子育て会議内 ワーキンググループ検討会	○三島市子ども・子育て支援事業計画の基本理念 ○三島市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案） イメージ ○教育・保育提供区域について
4 月 21 日	平成 26 年度 第 1 回 三島市子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の基本理念について ○教育・保育提供区域について ○教育・保育の量の見込みについて ○保育所利用可能な就労時間の下限設定について
6 月 2 日	三島市子ども・子育て会議内 ワーキンググループ検討会	○病児・病後児保育事業について ○延長保育（時間外保育事業）について ○一時預かり事業について ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） について
6 月 23 日	平成 26 年度 第 2 回 三島市子ども・子育て会議	○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」について ○事業計画の任意記載事項の内容について ○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて ○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条 例等の整備について

年月日	策定委員会等	審議内容等
8月1日	三島市子ども・子育て会議内 ワーキンググループ検討会	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） について ○保育所入所基準について
8月18日	平成26年度 第3回 三島市子ども・子育て会議	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 及び保育所入所基準について ○三島市子ども・子育て支援事業計画 量の見込 み及び確保方策について
9月24日	平成26年度 第4回 三島市子ども・子育て会議	○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて
10月1日	三島市 子ども・子育て 庁内検討委員会	○子ども・子育て支援新制度について ○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて
10月30日	平成26年度 第5回 三島市子ども・子育て会議	○三島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて ○幼稚園及び保育所の利用者負担額（保育料の額） について
11月10日 ～12月9日	パブリックコメント実施	
平成27年 2月2日	「三島市子ども・子育て支援 事業計画」（案）市長へ答申	

5 三島市子ども・子育て支援事業計画 諮問、答申

三社子 第 505-1 号

平成 25 年 8 月 29 日

三島市子ども・子育て会議

会長 三 田 英 二 様

三島市長 豊岡 武士

三島市子ども・子育て支援事業計画の策定等について（諮問）

急速な少子化の進行や待機児童の問題等、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な課題に対応するため、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月 10 日に成立いたしました。

市町村は、この子ども・子育て関連 3 法に基づく新たな制度の実施主体としての役割を担い、現時点で予定されている平成 27 年 4 月の本格施行に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめとする様々な準備を進めることが求められています。

こうしたことから、本市の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、三島市子ども・子育て会議条例第 2 条に基づき、次の事項についてご審議いただきたく、三島市子ども・子育て会議に対し、諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 三島市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 子ども・子育て支援新制度に係る三島市の利用者負担について

三子会 第 1 号
平成 27 年 2 月 2 日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市子ども・子育て会議
会長 三田 英二

三島市子ども・子育て支援事業計画の策定及び子ども・子育て支援
新制度に係る三島市の利用者負担について（答申）

平成 25 年 8 月 29 日付け三社字第 505-1 号で諮問を受けた三島市子ども・子育て支援事業計画の策定及び子ども・子育て支援新制度に係る三島市の利用者負担について、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問をうけた「三島市子ども・子育て支援事業計画（案）」について、慎重に審議した結果、妥当と認める。

事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に定められた 5 年間を一期とした計画とし、基本理念を「子ども親もともに育つ笑顔あふれる三島大家族」と定め、三島市が一つの大きな家族となり、子どもと親の育ちを支えていく視点から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みやその確保方策、質の向上などを定めていることを評価する。

この基本理念に込めた思いが市民に共有され、事業計画を指針とした、子育て支援の充実したまちづくりを市民と協働で進めることが大切であり、子どもの成長と子育ての喜びが実感できるまちの実現に向けた取り組みが、一層推進されることを希望する。

2 諮問をうけた「子ども・子育て支援新制度に係る三島市の利用者負担」について、慎重に審議した結果は次のとおりである。

(1) 保育所の利用者負担について

① 現行の利用者負担

現行の保育所の利用者負担については、国の基準額を上限とした応能負担による利用者負担額の定め方になっており、公立・私立を問わず同額となっている。また三島市の利用者負担額は、国の基準額の平均 4 割軽減した額に設定している。

② 新制度における三島市の利用者負担の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、あらためて国が基準額を示す予定になっているが、国の平成 27 年度予算編成の中で確定するため、具体的な額の提示は平成 26 年度末頃になるとのことである。しかしその時期では市町村の作業が間に合わないため、イメージという形で額の目安が提示されており、その額を見ると、現行の国の水準と同額である。国の基準額に特段の変更がなければ、三島市における保育所の利用者負担額についても変更する理由がないことから、現行と同水準の額とすることが適当であると考ええる。

(2) 幼稚園の利用者負担について

① 現行の利用者負担

現行の幼稚園の利用者負担額は、公立については定額（月額 7,000 円）になっており、私立については施設が独自に定めている。ともに額や定め方についての法令の規定はなく、公私別額となっている。

② 公私同額について

新制度においては、国の基準額を上限とした応能負担による定め方とすることになっている。また公私同額についての市の判断（公立幼稚園の利用者負担額の設定について国は、公私同額にすることを明言していないながらも、「各市町村が現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えている。」と説明しており、この説明を踏まえて幼稚園の利用者負担額については、既に公私同額となっている保育所の利用者負担額と同様に取り扱うこととし、公私同額とすることが適当である。）は、妥当であると考ええる。

③ 新制度における三島市の利用者負担の考え方

幼稚園の利用者負担額については、保育所とのバランスを考慮する必要があり、特に現在の公立施設の運営経費に占める保護者負担の割合を比較すると、幼稚園が約 16%、保育所が約 28%と不均衡な状態になっており、改善を図る必要がある。

また国の基準額のイメージと同額に利用者負担額を設定した場合、現在よりも歳入が増加するため、運営経費としては減少するが、保護者負担の割合は約 36%に上がり、一方保育所と同様に国の基準額の平均 4 割軽減した額に設定した場合、運営経費は増加するが、保護者負担の割合は約 22%と、保育所の割合に近づくというシミュレーション結果が出ている。

以上のことから、運営経費は増加するものの、幼保のバランスを図るという観点では、保育所と同様に国の基準額の平均 4 割軽減した額に設定することが適当であり、市民の理解も得られるものと考ええる。

なお、公立幼稚園の入園料については、入園料に関する国の考え方（入園料は基本的には利用者負担額とともに、教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となる。）に則り、廃止とすることが適当であると考ええる。

(3) 経過措置について

新制度における利用者負担額の適用時期については、原則としては新制度が施行される平成 27 年 4 月 1 日からとなるが、公立の幼稚園については、平成 27 年度の 1 年間を周知期間とし、平成 28 年度から適用することが適当であると考ええる。また在園児と平成 27 年度に入園する園児については、利用者負担額が変わることを知らずにその園を選択しているため、現行の利用者負担額を卒園まで据え置く措置が必要であると考ええる。

(4) 結びに

公立幼稚園の利用者負担額が大幅な値上げとなる階層もあることから、平成 27 年度の周知期間には、保護者の理解を得られるよう丁寧な説明を行っていただくことを要望する。

6 教育・保育施設等の種類

施設・事業の種類	施設・事業の概要	
幼稚園	学校教育法に定める、3～5 歳児に対して学校教育を行う施設。	
認定こども園	幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設。	
認可保育所	保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けている施設。	
認可外保育施設	保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていない施設。	
地域型保育事業	施設より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業。 子ども・子育て支援新制度では、以下の保育を新たに市町村の認可事業とし、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるような仕組みとしている。	
	家庭的保育 （保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業。保育者の居宅、その他の場所で行われる。
	小規模保育	少人数（定員は 6 人から 19 人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業。
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、原則として満 3 歳未満の保育を必要とする子どもに対し、従業員の子どものに加え、一定割合の地域の子どもと一緒に保育する事業。
	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行う事業。具体的にはベビーシッター等が該当する。

■□ 三島市子ども・子育て支援事業計画 □■

発行 / 平成 27 年 3 月

編集 / 三島市社会福祉部子育て支援課

〒411-8666 三島市北田町 4 番 47 号

TEL 055-983-2712

FAX 055-983-2709

E-mail / kosodateka@city.mishima.shizuoka.jp

URL / <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/>



三島市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月